

第百三回国会 地方行政委員会 議 院 地方行政委員会 議 録 第 五 号

昭和六十年十一月二十一日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 愛知 和男君 理事 糸山英太郎君

理事 白井日出男君 理事 平林 鴻三君

理事 加藤 万吉君 理事 安田 修三君

理事 柴田 弘君 理事 伊吹 文明君

理事 伊藤 公介君 理事 大村 襄治君

理事 尾身 幸次君 理事 仲村 正治君

理事 工藤 巖君 理事 松田 九郎君

理事 細田 吉藏君 理事 佐藤 敬治君

理事 小川 省吾君 理事 山下八洲夫君

理事 細谷 治嘉君 理事 吉井 光昭君

理事 宮崎 角治君 理事 経塚 幸夫君

理事 藤原哲太郎君

出席國務大臣 自治大臣 古屋 亨君

出席政府委員 警察庁長官官房 鈴木 良一君

長 大蔵大臣官房 門田 實君

議官 厚生大臣官房 山内 豊徳君

自治省行政局公 中島 忠能君

務員部長 自治省財政局長 花岡 圭三君

委員外の出席者 大蔵省主計局主 中島 義雄君

計官 文部大臣官房 岡林 隆君

利課長 厚生省保険局保 奥村 明雄君

險課長 厚生省年金局年 和田 勝君

金基金指導室長

厚生省年金局年 谷口 正作君

金課長 厚生省年金局数 坪野 剛司君

理課長 農林水産省経済 阪田 彰夫君

局農業協同組合 課長 自治省行政局公 松本 英昭君

務員部福利課長 自治省行政委員会 島村 幸雄君

調査室長

十一月二十日

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二回国会閣法第八四号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第四五六号)

第一類第二号 地方行政委員会議録第五号

昭和六十年十一月二十一日

強くそのことが求められたわけですね。

私は本来ならば、その見解は今の時期に示されて、そして各委員会の審議に入る、これが普通だろうと思うのです。前段の委員会は全部詰まっていたわけですから、その問題で、そして、打開の道はこう決めましたよ、決めましたけれどもその内容については統一見解としてこの期間中に、こういうことになったわけですね。我々はやむを得ずそれをまたいで、それじゃそれを待ちましよう、今直ちにということではございませんから。したがって待つた上で、待ちますけれども、その間にそれは個別審議をやりましよう、こういうことで、きょう地方行政委員会各委員会も開かれていくわけですね。私は、その早急な政府側の統一見解に対して、自治大臣の役割は非常に強い、大きい、こう思います。これに対する大臣の御決意をまず最初に聞きたい。

いま一つは、これは大臣も私の連合審査の質問の中でうなずきながら聞いていただきましたから多分その決意だろうと思うのですが、この国鉄の財政再建計画には四兆九千億というお金は御案内のように今までの共済年金の長期債務の分ですね。さらにこれから起きるであろう単年度の負担、そして今までの国共済からの繰り入れその他を含めても、向こう四年間におおむね三千億から四千億の赤字が出る。私はそこまでが政府の統一見解か、こう聞いて詰めていったわけですね。私は、そこまでじゃなからう。なぜならば、連合審査の中でも私が明らかにしましたように、例えば鉄道公安官の移籍の問題がある、あるいは各地方自治体に対する移籍の問題がある等々加えていくならば、これにプラスアルファの財源がこの間でも必要になってくる。したがって、政府統一見解の中にはその部分を含めて統一見解を示していただきたい、こう要請をいたしました。大蔵大臣は、いや、それは何人、どういう出向の形になるのか、あるいは若い者が行くのか、年寄りが行くのかによって違いますし、むしろ政府側としては給付の段階で考えるのはいいか、給付の段階

で考えればよいことと思う、こういうお答えでありました。

私は、給付の段階というのは、仮に一年先に移籍をしまして不幸にして一年半後に死亡するなどということがあるれば、その給付の窓口は地方共済の窓口になるわけですから、そこにはもうお金が必要ですよ、したがって、幾らをどのような形でなんという数字を詰めた話はしませんけれども、少なくともそれに対する取り扱いはこうしますという基本的な方向性というものは出していただかなければ、前の四千億の後始末の問題と絡んでこの問題は出してもならなければだめですよ、こう申し上げました。この部分は、自治大臣としてはどうしても政府統一見解に挿入していただかなければならぬことだろうと私は思うのです。したがって、この二つ目に対する、今までの連合審査を経た結果としての大臣の決意をお聞きしたい、こう思います。

○古屋国務大臣 加藤先生から連合審査会におきましてもいろいろの御意見を承りました。私も非常に頭で考えておるとか間違ったとかいろいろのことを考えさせられたのでございまして、本当に貴重な御意見を承ることができましたことは私も大変幸いでございました。

それでいよいよこの問題について、衆議院における審査が終わるまでに国鉄に対するどういう措置をとるかということ、官房長官からおきまして、発言をいたしました。あの発言の中におきまして、私はこの前から当委員会において申し上げております地共済の答申、国の負担区分、国の責任についてどう措置をとるかということが先決であるという問題を頭の上に前提として置きながら、この政府の統一案がとにかくどういうような国庫の負担になるかということはまだわかりませんが、そういう点も十分検討して、さっき言いました答申の線をもとにしてこの問題に対処してまいらなければならぬと思っておりますし、恐らく政府としてもそういうふうにご考慮することは当然だと私は思っております。

したがって、そういう場合において、きのう御質問がありました、それは鉄道公安官の問題だったと思いますが、それは鉄道公安官の国鉄に移った場合の措置につきましては、今までの国鉄におられた期間の問題と、それから地方で引き継ぎまして、地方になってからの分というものを追記してはつきり積立金を、追加の費用をもちと、そういう点を考えなければこれは地方の共済だって大変苦しいわけではございませんので、いたずらに負担をますますかけることになるかと思っております。

そういうことを考えながら連合審査会の審査を受けながら、本当に共済の問題は難しいといながら、難しいことを知って手をこまねいておったというふうな点が、私は自分でもそういうことを感じましたし、私も昔役人をやっておりましたころ総理府で共済の長期負担、給付というものをやりました。いろいろ話してその回答も出て組合員の方の意見もよく聞いておりますが、そういうことをまた頭に浮かべながら、共済の問題はもう本当に大きな真剣な問題であり、しかも早急に迫った問題である、これは政府全体がこの問題に対して真剣にならぬと、また国鉄の第二の問題で、どうしてもこれは焦眉の解決すべき問題でございまして、ほかにもうそういう問題が出てこないとも限らず、御趣旨のように、厚生年金の問題についてもその積立金あるいはそういう問題についても一時的な解決だけ図っておつてはこれはいつまでも解決できぬ問題だ、この際そういうものについて抜本的に検討しなきゃならぬ、たとえこの法案が通過するといえしましても直ちにそういう問題は検討すべき問題であるということが、あの委員会を通じて私もつくづくそうだと感じたところでございます。

○加藤万委員 大臣、大変理解していただいて非常にうれしく思います。私は、当委員会でも申し上げましたように、民間の出身で厚生年金の被保険者、今ではそうではございません。その立場から見ますと、そういう発想というものがなければ

は公的年金一元化の国の施策は定着しないと私は見ているのです。

公務員部長、私はこう思うのですよ。恐らく国家公務員、地方公務員ではそんなに人は減らないと見ているのです。率直に申し上げて被保険者の変化は被保険者がたつと変えていきますよ。人的構成、産業構造の変革というものが、もう職域を単位とした共済年金制度はもたないということを実は示しているわけですね。ですからきのう、農林あるいは文部大臣が共済年金は温存するのですか、こういう問いに対してそれはもう温存していきます、こういう短絡的なお答えは率直に言って満足でないのです。なぜかといえば、第三次産業はどうなるのか、あるいは私学もどうなっていくのかという問題はなかなか難しい問題ですよ。事によるとそれらを含めて第三次産業部門が厚生年金体制ということも考えられるわけですね。そうしますと、私学共済の温存というそのものもなかなか土壌的に難しい。お役人さんの立場ならわかると思うのです。それは国家公務員も地方公務員もふえることこそあれ減ることはないと思えます。なぜかといえば、フランスの型を見てもらえばわかりますように、フランスの場合にはその分野で社会公営的な部分が非常に深まっておりますね、政治構造としても経済構造としても。したがって、いずれ公的年金制度というのはい元化される、されなければまた日本の経済の土壌に合った将来的な年金制度というものは確立できないと私は見ているのです。とすれば、それを説得し、それに対して今それぞれの年金制度に加盟している者が納得する条件がなければだめなんですね。納得する条件は何かといえば、やはり私は基礎年金だと思っております。社会党という基本年金です。各党でも基本的部分を国の財政を投入することによって拡大して、職域部分、いわゆる比例報酬部分をできる限り最低保障年金制という形に移行していくというビジョンがあつて初めて、共済年金制度にしてもあるいは財政のプールの問題にして

も説得力を持つんですね。これなしに今法案が出ているから問題なんですよ。私はそう思うので

国鉄の共済に対して今、国公共共済があれだけの財源プールをやっている。これとてもそうでしょう。やがて今度は地共済がかぶるのじゃないか。私は潜在的債務負担行為、こう言っているのですけれども、それを押しつけられる、それを認めることになるから、さあ、その先はどうなんだ。年金の保険料、掛金はいづれ限界が来るぞ、となれば、厚生年金のように積立金が多い、成熟度が低いところは、やがておれの財源から、こういう一種の恐怖感と言つてはおかしいですが、恐怖という言葉は余りよくないですけれども、そういう気持ちにならざるを得ないのです。ですから、私は、地共済、国共済を担当する特にトップの方がそういう発想というものを常に頭の中に持つてもらふ。でないといふ、民間の労働者は承知しませんよ。民間と言つては申しわけないですけれども、厚生年金あるいは公的年金一元化へ向かうとする分野の人たちにはなかなか説得力を持たない私は思うのです。今度の法案の欠陥はそこにあつたのです。ですから、各党ともそこで第一に行き詰まっています。

いま一つは、どうしても発想が給付一元化、掛金の一元化です。大蔵大臣も徐々に積み上げて公的年金一元化、こう言っていましたけれども、給付の一元化、掛金の一元化です。そして掛金の一元化という場合は厚生年金の掛金に一元化されるのじゃないのです。今国鉄の共済までしよるんでは、国共済の分での掛金の一元化なんですよ。そして最終的な財源プール、こういう絵を描いているわけですね。ですから、今の第二段階のところまで国共済の千分の一〇・六ですか、掛金にしてみれば五・三ですか、この部分までしよる込むのか、こういう不安がどうしても出てくるのです。そこをかくるこの法案の欠陥が随所に見られる。

三番目には、この法案自身の持つ欠陥で

す。例えば、いろいろ議論がありました。恩給との関係をこの中でどう見ていくのですか。後で公務員部長からお答えをいただきたいと思うのですけれども、例えば恩給、十五年おりました。あと共済年金を受けます。これで、通年で年金を受けていた人が今度は一般の通年方式になりました。恩給オンリーで来た人との差はどうなるのじゃないか。官官格差はますます拡大するのじゃないか。官官格差という言葉はいかどつかいましょうか。官官格差という言葉をいかにわかりませんけれども、いわゆる共済年金受給者と恩給だけの受給者との間の格差は非常に拡大するのじゃないでしょうか。スライドの問題でもきのう幾つかございました。恩給に対してはスライド部分の停止がないわけですね。こういう問題があります。あるいは併給に対する所得の制限という制限があります。その制限と恩給受給者に対する制限とは大変な差があります。そういうものをこの部分で一体どう淘汰するんだ、統一するんだ。六十二年四月一日以降はその部分はどうするのですか。明確な答えが出てこないのです。

先ほどの第二の矛盾のところでもいま一つだけ言わせてもらいますけれども、掛金の統一という問題をめぐって、国共済のあるいは地共済でもそうですが、全体を含めて年金財政計画というのはいくつある形になつていくのかという数字的なお示しもないのです。一つの共済ごとにはありますよ。しかし、全体を通してはどうなんだということがあるから、先ほど言いましたように掛金問題に対して大変な不安がある。第三の問題は、今言つたように法案そのものが持つ欠陥は、具体的なきといたしましうか、あるいは整合性の不調和といひまじうか、そういう問題が出てくるんじゃないかと思うのです。したがって、私はこの連合審査を終えた段階では、今言いました三つの問題、第一の問題については、その中の基本的な方向性については今大臣から御答弁いただきましたけれども、第二、第三の問題も、地共済を担当する省あるいは国共済を担当する省との間

に相当綿密なこれからの、例えば政令にしましてはも省令にしまして、作成に対する連携と指導に對する一貫性を持ちません。どうでしょうか、細かい質問はできませんから、公務員部長、ずつとお聞きになりまして、二、三の問題に対する、連合審査その他を受けて、私が指摘した点を含めて結構です。それからお答えいただきたい、こう思うのです。

○中島忠政府委員 今、共済年金制度といひまじうか、公的年金制度の将来の姿について先生からお話がございます。私も聞かせていただきました。いろいろ示唆を受けるところがございます。ただ、率直な感じを申し上げますと、年金の将来のあり方という一元化に向けての議論というのは、こころ、二年始まつたところでございます。それから、なかなか関係者というのがその方に向かつてまだ頭がクリンニングされ切つていない。ちやうど洗濯機に入つたところのような感じがいたします。昨日と一昨日の連合審査のいろいろな議論を聞いておりました、なかなかその方に向かつてまだみんな、真剣に考へていないのでしようけれども、まだまだという感じがいたします。したがって、ままだという問題についてかねがねお考へえの先生方からいろいろいただきますと非常に物足りない感じが持たれたのかもわかりませんが、今度の国鉄共済年金の問題に象徴されますように、やはり公的年金の将来の姿については、これは真剣に考へていかなければならないということを恐らく今国会でみんな本心に感じたんだというふうに思ひます。

そこで、その将来の姿の話ですが、今先生からお話がありましたように、基本年金といひまじうか、基礎年金といひまじうか、ベースになる年金といひまじうか、その上を組み立てていかなければならないんじゃないかというお話でございますが、ごもつともでございます。さきの国会で国民年金法、厚生年金法の議論が行われました場合にその議論が盛んに聞かれました。そして結局国民年金法の改正案は通過させていた

だきましたけれども、その附則に基礎年金の将来のあり方について検討しようじゃないかという附則も入つておりますから、これからこの議論といひまじうか、また真剣に行われなければならないんじゃないかというふうに思ひます。

そういうことで、私たちの方も勉強していかなければならないと思ひますけれども、ただ先生が第三以下にいろいろお話しになりましたように、その過程におきまして、例えて言ひますと、先生がお挙げになりましたように給付の問題あるいはまた負担の問題についてもなお調整を図つていかなければならない問題がある。今回我々の法案が目指しておりますように所得制限というものを今よりも一層適正にしていこうじゃないか、けれども厚生年金の方はそういうようなことがまだ行われていないんじゃないかという問題と、あるいは負担の面における調整の話、そういうものもございまして、そこで、そういういろいろな問題といひまじうか、これをこれから六十二年以降考へていかなければならないわけでございますけれども、それぞれの制度といひまじうか、非常に多岐に分かれておりますので、その制度を所管しております各省からそういう問題といひまじうか、それを提出し合つて、この差といひまじうか、それが果たして合理性があるのか、そういう差があつても国民が納得していただけるのかどうかというところを一つ一つ詰めていひまじうか、これは国民が納得していただけないんじゃないかといひまじうか、そこをきちつと整理をしていく作業といひまじうか、をやつていかなければならないだらう。そういうふうなことをして、公的年金の一元化に向けてみんな信頼し合ふような年金制度といひまじうか、をつくりたいと思ひます。

私たちは、今回非常に大きな改正内容の法案を御提出いたしました。御審議を願つておるわけでございまして、公的年金の一元化に向けて一歩を踏み出したという感じがするだけでございまして、この法案といひまじうか、ものが成立した後の作業といひまじうか、

のもまた真剣に取り組んでいきまして、先生がおっしゃるようになりますから信頼されるような年金制度というものをつくっていかねばならぬという感じがしております。

○加藤(万)委員 具体的な問題を二つばかり御質問します。

一つは、地共済における妻の年金の問題です。地共済の場合には短期給付がありますから、妻の掌握というものは極めて業務的には可能だろうというふうには思いますが、これは可能でしょうか。無年金者が妻の段階で出ないか出るか、どういう把握でできるのか、これが第一です。

第二には、これは行政局長に御答弁を願うことかもしれませんが、今度の国民年金あるいは共済や厚生年金、無年金者が相当起きるのではないかとこの危惧がされております。私も、大変無年金者が起きるのではないかと、一七%の免税といいますが免れられていない人もおりますけれども、同時にきのうあたりの話を聞いておきますと、そのほかに約二百万から三百万扶養者の妻である人あるいは内縁の妻の人、そういう把握が難しいのではないかと議論がたくさんありました。その際に厚生省の年金部長さんですか、女性の方が、住民基本台帳を基本にして私どもはやってまいりますのでその辺の御心配はございませぬ、こういうお話でございました。何千万という人の住民基本台帳から、今言った内縁の妻あるいはこの前戸籍法の問題でも多少私どもここで議論をしましたけれども、戸籍上なかなか記載できない者が住民台帳ではこういうふうになっているではないか、これはプライバシーの侵害になりはしないかという議論も実はございまして、そこらなんです。そういうこと等含めて、住民基本台帳によって把握が可能でしょうか。単に何千万という人の中からそれを選び、またそういう対象になる無年金者が起きないための措置というものをいろいろ講ずるとするならば、今の地方公務員の人員体制でよろしいのでしょうか。これは機構上もっと拡大をしなければならぬというふうに見るのが至当なんでしょうか。こ

れが一つのくくった質問です。いま一つ、地方共済組合連合会です。五十八年です。法律の改正がありまして、五十九年に地方職員共済組合連合会が発足しました。それまでに全国の市町村職員共済組合がございまして、財源プールが百分の五だったのです。この連合会ができてからは五十八年度分までが百分の十五、五十九年度からは百分の三十、お金を出して各共済の財源プールにしよう、こういうことだろうと思う。この百分の十五はさらに追加して取るのですか、百分の三十まで。それと、百分の三十にしなければならぬ理由はどこに潜在的にあったんでしょうか。従来百分の五のところは百分の三十にしなければならぬという理由は一体那边にあったのでしょうか。

さらにいま一つだけ追加して聞きます。このそれぞれの積立金の運用については自治省が相当指導していただきます。例えば地方の財源に対するお金を貸す、地方債に対する一定の枠を与えたりなんかしていただきますが、この指導というものは、今ある各単位組合の共済の財政運用についても、さらにこれから起きるであろう地方職員共済組合連合会の財政運用についてもされるのですか。少しまとめた質問ですが、時間の関係でそれぞれ項目的に、簡潔的で結構ですからお答えいただきたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 三つ御質問がございました。一つは被扶養配偶者といいますが妻の問題でございまして、今度の長期の年金関係の被扶養配偶者につきましては短期の被扶養配偶者と同じでございまして、共済組合は短期の方も所管しておりますので、その被扶養配偶者につきましては、本法が成立いたしましたらそれぞれの共済組合が本人にかかりまして市町村の方に届け出るということを考えておりますし、仮に被扶養配偶者でなくなる、端的に申しますと離婚などがそういうことに当たると思いますが、そういう場合にも共済組合の方から市町村の方に連絡して、その点については事務手続が間違いないようにしてまいりたいと思ひます。そして、その過程におきまして無年金者が生じないように関係省庁とも連絡をとりたいと思ひます。その無年金者の問題、すなわち先生が御指摘になりました第二番目の問題でございまして、けれども、この問題につきましては、実は基礎年金の分野について問題になることでございまして、その基礎年金関係を所管しております厚生省とその問題について私たちが具体的に突っ込んで話をしたことはございませぬけれども、先生のお話になりましたように、昨日住民基本台帳等を利用してそういうことを防止したいという話をしております。私の方でもそういう話をこれからよく聞きまして、現在の人員、体制で間違いなくそういうことができるかどうか、厚生省ともよく意見を調整してみたいというふうに思ひます。

第三番目の連合会関係の話でございまして、若干数字もまじる話でございまして福利課長の方から答弁させます。

○松本(明)議員 御説明申し上げました。連合会関係でございまして、数点御質問がございましたが、まず第一点の、市町村共済組合連合会の財政調整時百分の五、そして大連合会ができてからは百分の十五として、五十九年度以降の分については百分の三十となつてゐる。この百分の十五というのは将来百分の三十までするつもりがあるかということでございますが、御案内のことと、この点につきましては自治省令で定めることといたしておりますが、将来の年金給付に要します調整原資との関係にかんがみまして、必要な時点になりますればそういうことも考えていかなければならぬものと考えております。

なぜ百分の三十にいたしましたかということでございますが、先生御案内のように、地方公務員共済組合の積立金の増加額の三〇%はいわゆる義務運用法と称しまして公共目的のために、例えば地方債の取得とかあるいは公営企業債券の取得とかに回さなければいけないことになっております。したがって、各個別の単位共済組合においてそれを

を処理いたしますよりは一元的に処理をいたしました方が手数料その他で有利になつてゐる、そういうことがございまして百分の三十にいたしました次第でございまして、それから積立金の運用の問題でございまして、御承知のように、各共済組合とも大連合会に百分の三十を拠出したしましてなお積立金を現段階ではそれぞれまだ持つております。御案内のように、この点は五十九年度からいわゆる財政単位を一つにした、財政単位を一つにしたということは、財布が一つになつておるわけでございまして、それぞれの共済組合において効率的に運用していただかなければ結局全体に迷惑がかかるということになつてまいります。したがって、その指導につきましては、私どもは当然連合会等を通じて関係者とも十分お話をしながら指導もしてまいらなければならぬものと考えておる次第でございまして、

○加藤(万)委員 門田さん、今度の基礎年金もそうですし、僕は、基礎年金は特別勘定になるので、特別会計になるのですか、そういう運用がよろしいと思うのですが、厚生年金の基礎年金も十兆円、こう言われていまして、それから、今お話がありましたようにそれぞれの共済年金の財政運用、三〇%はそれぞれ運用の方向が決まつてゐるという御答弁ですが、いずれにしてもこの年金の積立金の運用というのはこれから大変だろうと思うのです。例えば農林年金がどうして厚生年金から分離したのか、いろいろな理由をつけられておりますけれども、基本的には財政運用があつたのではないのでしょうか。どうも経過を聞きまして、いろいろ公務員との関係の年金制度の違いやら厚生年金とのギャップを埋めるんだということも一つありました。しかし、基本的には財政運用の妙といひましょうか、あるいはそこに魅力があつてという意見が相当あつたようです。また、今でもそういう説を述べられてゐる人が何人かいます。これが今度ここの厚生年金の方に戻つてくるとかこないとかいう話があるものですか

たいと思ひます。そして、その過程におきまして無年金者が生じないように関係省庁とも連絡をとりたいと思ひます。その無年金者の問題、すなわち先生が御指摘になりました第二番目の問題でございまして、けれども、この問題につきましては、実は基礎年金の分野について問題になることでございまして、その基礎年金関係を所管しております厚生省とその問題について私たちが具体的に突っ込んで話をしたことはございませぬけれども、先生のお話になりましたように、昨日住民基本台帳等を利用してそういうことを防止したいという話をしております。私の方でもそういう話をこれからよく聞きまして、現在の人員、体制で間違いなくそういうことができるかどうか、厚生省ともよく意見を調整してみたいというふうに思ひます。

第三番目の連合会関係の話でございまして、若干数字もまじる話でございまして福利課長の方から答弁させます。

○松本(明)議員 御説明申し上げました。連合会関係でございまして、数点御質問がございましたが、まず第一点の、市町村共済組合連合会の財政調整時百分の五、そして大連合会ができてからは百分の十五として、五十九年度以降の分については百分の三十となつてゐる。この百分の十五というのは将来百分の三十までするつもりがあるかということでございますが、御案内のことと、この点につきましては自治省令で定めることといたしておりますが、将来の年金給付に要します調整原資との関係にかんがみまして、必要な時点になりますればそういうことも考えていかなければならぬものと考えております。

なぜ百分の三十にいたしましたかということでございますが、先生御案内のように、地方公務員共済組合の積立金の増加額の三〇%はいわゆる義務運用法と称しまして公共目的のために、例えば地方債の取得とかあるいは公営企業債券の取得とかに回さなければいけないことになっております。したがって、各個別の単位共済組合においてそれを

を処理いたしますよりは一元的に処理をいたしました方が手数料その他で有利になつてゐる、そういうことがございまして百分の三十にいたしました次第でございまして、それから積立金の運用の問題でございまして、御承知のように、各共済組合とも大連合会に百分の三十を拠出したしましてなお積立金を現段階ではそれぞれまだ持つております。御案内のように、この点は五十九年度からいわゆる財政単位を一つにした、財政単位を一つにしたということは、財布が一つになつておるわけでございまして、それぞれの共済組合において効率的に運用していただかなければ結局全体に迷惑がかかるということになつてまいります。したがって、その指導につきましては、私どもは当然連合会等を通じて関係者とも十分お話をしながら指導もしてまいらなければならぬものと考えておる次第でございまして、

○加藤(万)委員 門田さん、今度の基礎年金もそうですし、僕は、基礎年金は特別勘定になるので、特別会計になるのですか、そういう運用がよろしいと思うのですが、厚生年金の基礎年金も十兆円、こう言われていまして、それから、今お話がありましたようにそれぞれの共済年金の財政運用、三〇%はそれぞれ運用の方向が決まつてゐるという御答弁ですが、いずれにしてもこの年金の積立金の運用というのはこれから大変だろうと思うのです。例えば農林年金がどうして厚生年金から分離したのか、いろいろな理由をつけられておりますけれども、基本的には財政運用があつたのではないのでしょうか。どうも経過を聞きまして、いろいろ公務員との関係の年金制度の違いやら厚生年金とのギャップを埋めるんだということも一つありました。しかし、基本的には財政運用の妙といひましょうか、あるいはそこに魅力があつてという意見が相当あつたようです。また、今でもそういう説を述べられてゐる人が何人かいます。これが今度ここの厚生年金の方に戻つてくるとかこないとかいう話があるものですか

たいと思ひます。そして、その過程におきまして無年金者が生じないように関係省庁とも連絡をとりたいと思ひます。その無年金者の問題、すなわち先生が御指摘になりました第二番目の問題でございまして、けれども、この問題につきましては、実は基礎年金の分野について問題になることでございまして、その基礎年金関係を所管しております厚生省とその問題について私たちが具体的に突っ込んで話をしたことはございませぬけれども、先生のお話になりましたように、昨日住民基本台帳等を利用してそういうことを防止したいという話をしております。私の方でもそういう話をこれからよく聞きまして、現在の人員、体制で間違いなくそういうことができるかどうか、厚生省ともよく意見を調整してみたいというふうに思ひます。

らややくしくなるのですが、この辺はおきます。いずれにしても各年金の財政運用を大蔵省の手元で相当の意味においてはコントロール、ある意味においてはその方向性というものを指導しますと、それぞれ年金体制の合理化、一元化の方向に向かつては相当ネックになる、私はそういう気がしてならぬのです。きょうは時間がありま

せんから御答弁をいただきますけれども、ひとつ十分考えていただきたい、こう思うのです。なお加えて言うならば、厚生年金の運用に対して、やはり労働者代表を参加させるということとは必要だと思ふのです。しばしば出てくるようにすけれども、ある部分について運用に参加しているようすが、もつと基本的な部分については年金の積立金運用に対するそれぞれの労働者側の発言というものを確保していただく、その場をぜひつづけていただきたい、私はこんな気持ちであります。

最後に大臣、今公務員部長がおっしゃいましたように、各省間でいろいろ具体的に話し合わなければならぬもの、掛金の問題も含め、あるいは今言った具体的な、無年金者ができないための基礎年金の業務をやろうといった場合にも、これは地方自治体に関係があるのです。きのう私がお話ししましたように、国家公安委員長である大臣が御案内であったかどうか知りませんでした、きょうは本日はそこまで質問したかったのですが、鉄道公安官の受け入れという問題を一つとてみて、どういう形で警察の機構というものはめ込んでいくのか、同時にまた、年金の面ではどういふような統一性を持つのか、さきさき具体的な問題がこれから起きるわけですね。そういう意味ではこの共済年金の、地方共済の本法の改正という問題は、本法の改正にとどまらず、それに付随して起る大蔵省と同じように自治省は大変な負担を持たなければならぬのです。私はまさに大臣の指導性といましようか、地方自治体を通しての指導性というものは非常に要求され

るところだと思ふのです。後で同僚の議員がそれぞれ質問すると思ひますけれども、国庫負担の削減に伴って交付税が一体どうなるのか、地方財政が、国庫負担をだんだん削減することによって地方自治体はどのくらいこれの負担をしい込まなければならぬのか、それに対する財政的な手当てはどうするのかなどということも恐らく当委員会としては真剣に議論し、また、大臣の方も自治省を通して、こうあるべきだというそれぞれの自治体に対するサセスチョンをきちつとされる必要があると思ふのです。そんなことを踏まえまして、共済だけではなくして行政面全般にわたる、この際、大臣の指導といましようか、あるいはそういう決意といましようか、ぜひお述べいただきたいと思ふのです。

○古屋国務大臣 今の加藤先生のお話は、連合審査会を通じて、あるいは現在の国の財政の非常に厳しいことから、地方の役割、影響の問題等に及ぶ大変広範囲な問題でございます。

私は先ほどから聞いておまして、恩給というものに対する考え方と共済に対する考え方、どうも違っているのではなからうか、恩給というのは、それだけ国家に働いたから国家が出すような義務である、共済というのは、新しいそういう恩給と、いろんな社会政策理由その他で発足したものであると思ふのでありますが、やはり考え方は受給者にとつて同じような価値ある問題だと私は思ひます。そうすると、そういうようなスライドの問題を考えましても、あるいは厚生年金における所得制限の問題を考えましても、本場に区々であるというような感じが私にもしてなりません。特にこの負担におきましても、国もいろいろの負担におきましても、なかなか差をの得ないという状況もございします。しかし、そうかといつて地方で負担するような余裕も全然ないわけではございします、地方交付税の問題を含めまして、国の補助金が減るからみんな地方交付税で補つていくということは、幾ら地方交付税があつても足りなくなつてしまふということは必至のこと

でございますので、そういうところの地方財政の的確なる運用の問題というのは、私は極めて大きい私に課せられた問題だと思つております。

共済年金の問題につきましても、私もいろいろお話を聞きながら、先ほど申し上げましたように、よくよくこれは真剣にやつていかぬと、いわゆる幹部といまします、最高の責任の立場にある者がこういう問題とにかくよく勉強し、またそういう意見もよく聞いてやつていかないと、事務当局だけに任せておいてはこういう問題は大変解決も難しい問題になつてくると思ひます。今、厚生大臣が年金の担当大臣となつておりますが、そういう国全体のことも含めまして、私はぜひこの際も一度この先生方の御意見を率直に頭で反省をいたしまして、年金の問題、加えて恩給の問題、あるいは大きく構へまして地方財政の問題あるいは地方自治の問題全般について、国の問題として考え直すべき、また真剣に努力しなければならぬときである、私はそういう感じでございます。

そういう点は、加藤先生のお話のように私もこの問題につきましまして地方の立場というものを一番頭に置きながら、国全体の立場を考えながら地方の問題を中心として考えていかなければならぬ、自分の職務の重いことをつくづく痛感しておりますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。

○加藤(万)委員 終わります。

○高島委員長 小川省吾君。

○小川(省)委員 きょうと一昨日、連合審査がございました。この中で大臣は我が党の質問に答えて、国鉄共済を地方公務員共済で背負うのかという質問に対して、去る十四日の地方行政委員会の答弁よりも後退をしたような印象を受ける答弁をされたようであります。地方公務員共済はただでさえその中で赤字都市共済の財政調整をしなればならない現状にあるわけですから、国鉄共済の赤字を背負えるような余裕はないはずであります。審議会の答申もそのように述べておるはずでございます。

念を押す意味でお尋ねをいたしたいと思ひますが、そういう理解でよろしいでしょうか。組合員全体もそう理解をしておりますので、あえてお尋ねをいたします。

○古屋国務大臣 今小川先生のお話でございますが、私は地共審の答申の趣意を踏まえて努めてまいるということには変わりございません。

○小川(省)委員 安心をいたしました。連合審査で何かちよつと後退したような印象を受けましたのでお尋ねをいたしましたわけでございます。

それから国鉄の退職者を今後自治体で受け入れていくようなこともあると思ひますが、年金の責任準備金を持つてきてもらなければ地方公務員共済も苦しくなるばかりであります、受け入れの条件として責任準備金という積立金の件を挙げなければならぬと思ひます。そういう意味で、運輸省との間でこの間中島公務員部長は話がついていていふうなお話であつたようでありますが、積立金の移管についてそういう話し合いが運輸省との間にされておるのかどうかということについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 国鉄のいわゆる余剰人員というものを地方公共団体に受け入れるに当たりましては、若干附帯的に解決しておかなければならぬ問題がある。

〔委員長退席、平林委員長代理着席〕

その一つといたしまして、今先生が御指摘になりました当該職員に係る積立金の移管の問題。国鉄余剰人員を地方公共団体に受け入れますと、国鉄職員期間というものが地方公務員の共済年金期間に通算されまして、両者合されたところで年金が支給されますので、国鉄職員期間に係る積立金の移管というのがなければ、今先生がお話になりましたように地方公務員共済の方に負担がかかり過ぎる、余分な負担がかかる、こういうことではございします、その点は運輸省とお話をいたしまして、運輸省の方もそのことについては了解しておられます。

○小川(省)委員 まあ財政が苦しいということでは

ごまかされるおそれありますから、十分配慮を
していただきたい、このように要請をいたしてお
きたいと思ひます。

警察庁の鈴木官房長においでをいただきましたし
た。風営法以来ですね。そこで、鉄道公安官三千
人の警察移管の話が現在出ております。運輸省か
または国鉄から正式な話がございましたのでし
ょうか。

○鈴木(良)政府委員 国鉄民営化後の鉄道公安制
度のあり方につきましては、御存じのとおり本年
の七月二十六日に国鉄再建監理委員会の答申がご
ざいました。これを受けて十月十一日に閣議
決定がなされております。この中で「鉄道公安制
度は廃止すること」、それから二番目は、その廃
止された後の「鉄道に係る公安維持のための
事務は、都道府県警察が行うこと」、それから三番
目に、現在の鉄道公安職員につきましては、先ほ
どの国鉄再建監理委員会の「意見」中では、国鉄
民営化後に、鉄道に係る公安維持に当たる主体が
鉄道公安職員を引き継ぐことを考慮する、この
うふうにあります。その「趣旨に沿って適切に
対処すること」、こういうふうな政府方針が決ま
っております。もちろんこの政府方針が決定
針を決めるまでの間に関係機関と十分打ち合わせ
をしてまいりました。けれども、今後
もこの政府方針にのっとりまして運輸省を初めと
する関係機関と密接な連絡をとりまして、都道府
県警察がその鉄道に係る公安維持の事務を適切に
行うことができるよう鋭意検討を進めておるとい
う段階でございます。

○小川(省)委員 政府方針で決まっているよう
ですから十分に承知をしておる、こういうことで
ございます。

そうすると、今と同じようでありますが、受け
入れる際に年金準備金という積立金を受け入れ
をしないと警察共済も苦しくなるばかりであるこ
とは明らかでございます。移管の際には積立金の
移管をするべきでございますけれども、この点に
ついての話し合いはついておりますか。

○鈴木(良)政府委員 鉄道公安職員を採用する
ということがまだ決まっておるわけではございま
せんので、具体的に採用するということになりま
した段階で、この責任準備金に相当する金額の移
管につきましても警察共済組合が十分やっていけ
ますように協議を続けてまいりたい、かように考
えております。

○小川(省)委員 今言われたように、この話が
ついていないと警察共済がとんでもないことにな
りますから、受け入れる際にはその点をぜひきち
んとしていただきたい、こういうことを強く要請
しておきたいと思ひます。

官房長、何かお忙しいようですから、席をは
ずしていただいて結構でございます。

さて、共済組合法が大改正をされようとい
ております。いや、むしろ大改悪をされようとい
ていられる方が適當なかもしれません。私
はこの難解な法律をずっと読んでみましたけれど
も、なぜ改正を行おうとしているのか、本当のと
ころわかりません。この改正のねらい、改正の期
すところはどこにあるのでしょうか。この改正の
期しているところは率直に言つて何なのか、お述
べをいただきたいわけでございますが、これは大
綱に属することでありまして、ぜひ大臣から御
答弁をいただきたいと思ひます。

○古屋(省)大臣 きのうも連合審査会で、先生も
ずっとおられまして、私も聞いておりました。け
れども、高齢化社会の急速な進展というものの
によりまして、給付と負担の適正化を図っていかな
ければ間に合わないということが一番の根本でござ
います。それに基づきまして、いろいろの施策、法
案で――今度国民年金法で基礎年金を全部に適用
するのだとか、あるいはとにかく老齢の方が非常
に急速に出てまいりますので、生活に困らないよ
うにするということを中心として、さつき言いま
した給付と負担の適正化、そのための基礎年金の
導入、それに伴ひまして公務員につきましても職
域部門に対する措置というものを考えておるとこ
ろでございます。

○小川(省)委員 優等生の答弁でございますが、
いろいろこれから述べていきますから、ぜひひと
つ聞いておいていただきたいと思ひます。

中島公務員部長、この法律を眺めてみてよいと
ころが一つだけありました。それは既給一時金の
清算の項であります。これ以外に改善をしてよく
なると思われる点はどこにあるのでしょうか。例
を挙げてひとつ御説明をお願いしたいと思ひま
す。

○中島(忠)政府委員 なかなか厳しい御質問で
ございます。

私たちが今回の改正をするに当たりまして、今
大臣からお話し申し上げましたように、将来の高
齢化社会に対応できる年金制度というものをつく
つていこう、そのためには給付の適正化、そして
負担もそれに対応して適正にしていかなければな
らない、こういうことを考えたわけでございます
けれども、個々の問題につきましては、私たちも
できるだけ配慮していこうじゃないかということ
で実は取り組んだつもりでございます。今先生が
お話しになりました既給一時金制度の改正もその
一つでございます。あるいはまた遺族年金に対す
る現在の二分の一というのを四分の三に改正す
る。あるいはまた障害共済年金とか遺族共済年金
の一年の資格要件というものを撤廃する。ある
いはまた在職中におきましても、給料の低い方
には年金の一部を支給していこうという制度を
それぞれ取り入れて改正に努めたといひます
か、そういう細かい配慮をしながら私たちは今回
の改正に取り組んだつもりでございます。そうい
う点もよく御理解いただきまして、先生がお立
ちになりました十回うちの二回ぐらいはお褒め
の言葉をいただければよいと思ひ申し上げます。

○小川(省)委員 大分苦しい御答弁のようござ
います。既給一時金の清算部門でも、今まで総
支給額から控除をしてきたわけでありまして、
いかげんよいはずだと思つておられるわけであ
る。でも今回、また利子をつけて返還をさせる必
要があるのでしょうか。

○中島(忠)政府委員 この問題につきましては、
私より先生の方がよく御存じでございますので、
あれこれ御説明する必要もないと思ひます。け
れども、仮にこの改正法案を成立させていただきます
う前提でお話しさせていただきますと、結局、来
年の三月三十一日までの既給一時金の控除の制
度というものは、現在国会で御決いたしました方
針に従つてやらせていただいております。ござ
いますから、それはそれとして、ひとつ適法な措
置だ、合法的な措置だということでお認めいただ
きたいと思ひます。

そういうことを前提にいたしまして、私たち
の方では、現在までといたしますが、現行法のも
とにおきまして控除いたしました分を考慮いたしま
して、割り落とし率を掛けてその後の額に五・五
分の利子をつけてひとつお払いいただくという
こととでございます。その場合にも、償還期間中の
利子というものはもう考えないでおこうじゃない
かと、この際、この問題について決着をさせてい
こうじゃないかということでございます。ぜひ
とも私たちの今回の措置というものを御理解
いただきまして、御了承いただきたいというふう
にお願い申し上げます。

○小川(省)委員 年間二十万なり三十万なり四十
万控除を認めてきたわけでありまして、これに
改めて利子をつけて返還させるなどということ
はもう必要ないのじゃないかと思つております
から、ぜひこの点はひとつ再検討をしてくださ
ることをお願いをいたしておきます。

そこで、具体的に何点かについてお尋ねをして
まいりたいと思ひます。

まず国庫負担の問題であります。国庫負担の仕
組みは、この改正でどのように変わっていくの
かという問題でございます。そうすると、基礎
年金の三分の一というものは、一五・八五%から何
%に変わっていくのでしょうか。やはり長い見通し
としては減っていくのでしょうか。

○中島忠政府委員 公的負担の話でございます。これは、現在は拠出時負担ということで一五・八五%の公的負担をいたしておりますが、この公的負担のあり方について従来から、それぞれの公的年金制度の間で公平性に欠けるのじやないかという議論もございましたし、この率につきましても議論がございました。そこで、今回の改正を契機にいたしまして、すべての公的年金制度間における公的負担の額というものを公平にしていこうということ、今先生がお話しになりましたように、基礎年金拠出金の三分の一ということと統一をさせていただいたわけでございます。

そういうふうになりますと一体どうなるのか、こういうことでございます。具体的に数字で申し上げますと、現在の制度をそのまま継続した場合には、昭和六十一年度、結局初年度でございますけれども、初年度の公的負担額というものはおおよそ七億七千七百五十万円に増加されまして、結局昭和九十年には四億四千億になるだろう、こういうふうには見込んでおりますけれども、今度の改正案が仮に成立いたしました場合には、この公的負担の額というものは、初年度、六十一年度では七億七千七百五十万円に増加されまして、初年度だけ八百億にふえるわけですが、それ以後五年ごとに二百億ないし三百億ふえまして昭和九十年には二千二百億円になる。そういういたしますと、九十年と比較で申し上げますと、四千億と二千二百億でございますから八百億ほど減ることになるわけでございます。

そういうふうになりますと数字を御説明させていただきます。先生がお話しになりましたように一五・八五%に対してどういうふうになるのかということになりますと、どういふ見方をすればこれが的確に比較できるのだからかということ、私たちがいろいろ考えてみたわけでございます。仮に保険料収入の中の比率はどうだろうかということを見てみますと、これも六十一年度から始まりまして将来若干変動いたしますけれども、六十一年度当時の比率で申し上げますと、おおよそ一%くらいになるのではないかと、今度の改正案で公的負担を計算いたしますと現行制度のもとにおけるよりも公的負担の額が減っていくということは事実でございます。

○小川省委員 昭和六十五年から九十年まで五年ごとに何%になるか聞こうかと思つたのですが、今数字を挙げられましたので省略いたします。そうすると、制度切りかえのときだけは、六十五年以降は四%くらいふえるので、それで六十五年以降は四%カットになるような形になつていくわけですね。

○中島忠政府委員 現行制度のもとにおける公的負担と改正案による公的負担の額は、先生がお話しになりますように減つてまいります。ただ、その場合一つだけ頭に置いておいてほしいのですけれども、昭和三十六年の四月から国民年金法が施行されました。そしてそれ以前の分というのは、地方公務員共済の場合には追加費用というところで処理されますので、私が今申し上げました公的負担の額には実は入ってこない。ところが国家公務員共済の場合にはそれが公的負担の額に入つてきておりますので、地方公務員共済の方が若干落ちる率が大いという点だけはひとつ御理解いただけないかと思つた。

いすれにしても公が持つ金であるということには変わりないわけですが、整理の仕方としてその分だけ少し変わつてきておるといふことでございます。○小川(省)委員 公務員部長、この改正のねらいの一つが公的負担の削減にあるわけですが、大蔵のねらいがそこにあるわけですから、公的負担が減るようにつくられていた改正案だということを承知をしておいていただきたいと思います。

そこで、地方公務員共済組合連合会以外の公立学校共済や警察共済の公的負担額の見直しはどのように変わっていくのか、地方公務員全体ではどうなるのか、お答えをいただきたいと思うのであります。○松本説明員 御説明申し上げます。公立学校や警察共済組合の収支見直しはどうなつていくか、またその全体がどうかという御指摘でございますが、私も今回の改正案を出させていたいただきますが、まず最も代表的でかつ規模の大きい地方公務員共済組合連合会を取り上げまして、そしてその収支見直し等を長期間にわたつて実は計算をさせていただいたわけでございまして、ただいまも公務員部長が御答弁申し上げておられるわけでございますが、それに基づきまして公立学校や警察共済組合につきましてもその作業の後に着手をいたしましたわけでございまして、何分大変膨大な作業でございますが、現在あらかたの数字はつかんでおりますけれども、なおいろいろと検証したり精査中でございます。あらかたの数字で将来変わるかもしれないから失礼でございますが、申し上げさせていただきますと、大体連合会と同じような傾向を示しておるようでございます。

○小川(省)委員 あらかたの数字しかないのでありますから、後日ひとつ資料をお示しいただきたい、このように申し上げておきます。ところで、地方公務員共済組合連合会の公的負担の収支見直しを見ると、現行制度の公的負担額は拠出時ではなくて給付時になっております。地方公務員共済年金の公的負担は現在拠出時負担になっており、拠出時負担と比較すべきではないかと思つたが、いかがなんでしょうか。

○中島忠政府委員 今回の改正案というものを前提に話をさせていただきますと、先ほど先生がお話しになりましたように、公的負担の出し方というのは基礎年金拠出金の三分の一を公的負担として出す。その基礎年金拠出金というのはどういふことかといいますと、基礎年金勘定から毎年基礎年金の給付というのを行います、その給付費に充てるために各保険者というのが拠出金を出す

わけでございますから、今度の改正案で御説明させていただきますと、給付時負担になるということでございます。したがって、その給付時負担ということで計算をさせていただいて御説明させていただきます。現在、この拠出時負担、給付時負担というのは、現在のところは共済組合にとりましても、昭和六十五年から七十年までは、その間にはそれが逆転いたしました。給付時負担の方が実は共済組合にとっては有利に変わつてきます。したがって、長期的に見るといふことでお話し申し上げますと、拠出時にするか給付時にするかということ、いづれが有利かということになりますと非常に問題が多いわけでございます。私たちは、長期的に見ますと、それは結局はどちらも同じになるんだ。現在までというか、あとしばらくの間は拠出時負担の方が有利でございますけれども、給付時負担の方が有利になる時期がもう近づいておるといふことでございまして、給付時負担で計算をさせていただきますけれども、そんなに不合理な御説明にならないんじゃないかと思つた。

○小川(省)委員 その点については一応了解いたしました。国家公務員や国鉄や旧二公社が給付時負担に変わったのはつい最近、恐らく二年ぐらい前のことだったと思つた。しかもそれは国鉄共済年金の財政破綻のために制度が変更になつたはずでございます。地方公務員共済の、拠出時負担から給付時負担に変えていいという話は今のところ全く聞いておらなかつたわけでありまして、給付時負担の試算をする根拠をお聞きをしたかつたわけでありました。

また拠出時一五・八五%で試算をした現行制度による公的負担額の将来見直しはどうなつていくのか示してもらいたいと思つた。○松本説明員 御説明申し上げます。ただいま公務員部長が御説明しましたように、

拠出時負担にするか給付時負担にするかという問題は、長期的に見ますと、実はいずれ給付時にしない、今度は逆に公的負担額は少なくなっていくので、いつかは清算をしなくてはならない。その時点は私どもが現行制度で見ると、先ほど部長からも答弁がありましたように、比較的近い時期を予想しておりまして、いずれその時点には、給付時負担に切りかえてまいらなければならぬ。その際には当然清算行為というのが必要になってまいります。

それでもなおかつ拠出時の負担で一体どの程度になってまいりますのかというお話でございましたので、ちよつと申し上げますと、大体六十五年で現行制度で千二百億程度の推移、その後ずつと拠出時ではふえてまいります。したがって、仮に現行法で七十五年にいきましてもやはり千二百億ちよつと。改正案で拠出時でいきますと、そのころは千四百億といふことになってまいりますから、千五百億近い数字でございまして、この点ではもう逆転をしておる、こういうことになってくるわけでございます。

○小川(省)委員 まあ結構でしょう。

次に、六十から六十四歳の特例による共済年金の支給に当たって、公的負担はどうなっているのかという問題であります。

特別支給の退職共済年金は基礎年金相当額も含んだものではあります。その基礎年金部分も公的負担がゼロ、二階の報酬比例部分も公的負担ゼロというのでは、実質的に公的負担の支給開始年齢が六十五歳といふことになってしまうわけでありまして、六十から六十四歳の公的負担ゼロというのは共済年金の財政をますます悪化させ、その財政悪化を理由に支給開始年齢を繰り延ばしていかうとしているのではないかと、いふように疑つてもやむを得ないわけでありまして、そういう意図があるのではないのですか、いかがなものでしょうか。

○中島(忠)政府委員 公的負担につきましては先ほど御説明させていただきましたが、すべての公

的年金を通じて公的負担を公平にしていこうというそういう政策的な考え方がございました。そこで、先国会におきまして成立をさせていただきました。その国民年金及び厚生年金保険法、その両改正案におきましても、先生が今御指摘になりましたように、六十五歳以降の支給について公的負担を導入していかうというのを成立させていたのだわけでございますが、それと同じように今回も六十五歳以降の分について公的負担といふことになっておるわけでございます。結局、基礎年金にそれを集中するといふことで統一を図つたということでございます。

六十歳から六十四歳までの間に公的負担を導入せずに、そして共済組合が苦しくなつたところで六十五歳支給にしようじゃないかという意図があるのじゃないかといふような御指摘でございませうけれども、そこまで私たちは実は考えておりません。やはり六十五歳支給といふことは支給年齢を引き上げるといふことにつきます。雇用との関係といふものを考えて議論していかなければならぬ。国民の納得が得られない問題だと考えておりますので、そのことと支給開始年齢の六十五歳引き上げの問題は関係ございませんので、そこまで私たちを疑わないでいただきたいと思ひます。

○小川(省)委員 この法律を見ても、年金の支給開始年齢が本則六十五歳としておるわけですね。六十歳定年が施行されたばかりなのに、六十五歳定年がしかれたような改正になっているのはなぜかといふことであります。今もお話がありましたように、年金支給と定年、いわゆる雇用の問題は直結しなければならぬ問題でございまして、これではまるつきり六十五歳定年がしかれたような形になっていきますが、定年をさらに六十歳から延ばしていこうといふようなことが話の中に上つておるのですか、どうなんでしょうか。それと六十から六十四歳までの公的負担をぜひつけてもらいたいと思つておりますが、その点はいかがですか。

○中島(忠)政府委員 重ねての御質問でございま

すが、私たちの方では現在のところ定年といふのを六十歳からさらに引き上げていこうというような議論は実は具体的には内部では行われておりません。ただ、この問題につきましては、定年制法案の審議のときにもいろいろ御議論いただきましたように、これからの民間の雇用の実態をよく考えながら、またとにかく改めて議論していこうじゃないかといふ話でございました。私はそういう問題じゃないかといふふうに思ひます。

この問題に関連いたしまして、先生が今また再び六十歳から六十四歳の間に公的負担の導入がございましたが、その問題についても先生が御指摘されますように、今度の改正案を作成する過程におきましても一つの議論であつたことは事実でございます。ただ、私が先ほど御説明させていただきましたように、やはり公的負担といふものはすべての公的年金、すべての国民に同じように公的負担といふものをしようじゃないか、こういう考え方では今度は一きせいでいたいたわけでございますので、その点もまた私たちの考えを御了解いただけないかなといふふうにお願ひ申し上げたいと思ひます。

○小川(省)委員 公務員の共済年金は退職年金でございまして、しかるに公務員の定年制は六十歳であり、今もお話があつたようにこれを延長しようといふ話が出ていないようでございますね。まあ六十歳の定年について最近なつたばかりでありますからこれは当然なんだと思ふのでありますけれども、ここで年金六十五歳を本則にするといふことになつていくならば当然定年延長の話も浮上してくるだろうと思つておりますが、雇用と直結をするといふ形で定年延長の話も当然組上にのせていくべきではないかと思つておるわけでございます。

地方公務員法の第四十三条では、職員が退職をした場合、退職年金制度がなくてはならないといふてあります。その点から言えば、支給開始年齢を本則六十五歳にするのがそもそも誤りであつたのではないかと思つておるわけでありまして、六十歳支給

開始を本則として六十から六十四歳に公的負担を設けて、もつと先へ行つて六十五歳本則といふことに改正をすべきだつたと思ふのであります。もう一回御答弁をお願い申し上げます。

○中島(忠)政府委員 法律の規定の仕方についての御異議だと思ひます。

今回、共済組合の組合員にも基礎年金といふものを導入していこうじゃないかといふこと、そのことの意義は最初に大臣からお話を申し上げたわけでございますが、そういうことで基礎年金といふものを導入していこう、そのときの法律の規定の仕方でございますが、先国会で成立させていたいただきました厚生年金におきましてもやはり基礎年金を導入していこう、そういうことで、厚生年金保険法におきましても本則で六十五歳、附則で六十歳という規定の仕方をしております。そこで、同じように基礎年金を導入していこうといふふうな共済組合についても考えたわけでございます。規定の仕方も同じようにさせていただきます。いいじゃないかといふことで平仄を合わせさせていただきます。ただいたわけでございます。そういうふうにしたことが、先生がたびたびお話しになりますように、不意討ちに六十五歳に支給開始年齢を引き上げるのじゃないかといふことでございまして、先ほど私が申し上げましたように、これは雇用との関係を考えずにそういうことの議論といふのはとても国民が納得していただけないだろうといふふうな考えておりますので、私たちの頭の中の本則は六十歳支給でございます。

○小川(省)委員 だから、本則をそういうふうな考えているならば法律をそういうふうにしていけばよかつたのだと思ふのです。

そこで次に、公的負担と国庫負担とについて若干伺ひますが、基礎年金拠出金の三分の一をどのような形で公的に負担をするのかといふことです。地方公務員共済の基礎年金拠出金の三分の一を自治体が負担をして、その財源は地方交付税で見えていくといふことなんだろうと思ひますが、そういうことですか。

〔平林委員長代理退席、委員長着席〕

○中島(忠)政府委員　そういうことでござい

ます。
もう少し具体的に申し上げますと、昭和六十一年度の例で申しますと一人当たりの拠出金が八千百九十八円になると厚生省は計算しておりますが、その三分の一ということになりますと二千七百三十三円。それを基礎にいたしまして交付税の基準財政需要額に算入していこうじゃないか、こういうことでございます。

○小川(省)委員　今言われたように、八千百九十八円ですから二千七百三十三円ですね。それで経済組合員とその妻の人数分を乗じて金額を繰り込むというところだということに思うのであります。基礎年金は全国民を対象にした一元的な年金制度だとされております。仮にそうであるとしたら、基礎年金についての公的負担は国が当然責任を持つべきものであつて、自治体が負担すべきものではないかと思つております。交付税で裏打ちをされているといつても、不交付団体や公営企業はどうなるのですか。その財源で出すとすれば、こんな公的負担のまやかしかはないかと思つておりますが、どうなんですか。

○中島(忠)政府委員　公的負担を国庫で持つべきじゃないかというお話だと思つております。この公的負担というのをどこが持つんだというところについては、かねがね議論がございまして、現在の制度のもとにおいてもいろいろ議論が行われたわけでございまして、公的年金制度というものを支えておられるのは、国も支えておられますし、地方公共団体も支えておられます。特に地方職員共済組合というものは地方公務員法及び地方公務員共済組合法に基づく制度でございまして、それを支えておるといふか、その実施主体である地方公共団体がその公務員共済に対する公的負担というものをすることについては余り御異議がないんじゃないか、了解していただけるんじゃないかというふうなことは考えております。ただ、今度基礎年金ということになりましたので、今度お話もあるか

と思ひますけれども、その三分の一拠出金というのもしよせんば地方公務員共済組合の組合員及びその被扶養配偶者にかかる負担でございまして、地方公共団体が共済組合に対して負担をするという仕組みというのは、今までの経緯も含めまして御了解いただけるんじゃないかというふうな思ひます。

なお、公営企業職員についての公的負担の話でございまして、これはかねがね御主張の問題でございまして、ただ、現在公営企業に負担させておられるのは、国の企業関係職員につきましてそれぞれ企業が負担しておられることに平仄を合わせましてそういう負担になっておられるわけでございまして、その問題につきましては、そういうような経緯を踏まえながら、そして先生方の御主張も踏まえながら、なお検討させていただきますというふうに思ひます。

○小川(省)委員　私は、今の答弁にもありますが、したがって基礎年金拠出金への公的負担はすべて国庫負担とすべきではないかというふうに思つておられるわけでありまして、

これは大蔵省だと思つておりますが、当然国庫負担をふやすという方向で対処をしていただきたいと思つておりますが、そうすれば不交付団体や公営企業も浮かばれるわけでありまして、そういうふうな国庫負担をふやすという方向で措置をしてもらわなければ困ると思つておりますが、国鉄の赤字の要因も国鉄共済を国鉄に持たしたところにもあるわけでありまして、大蔵省の中島主計官おいでであります、国庫負担をふやすという方向で対処をしていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○中島説明員　各種年金制度につきまして国庫負担をふやしてはどうかという御質問かと存じますけれども、年金の制度の組み立て方といひますのは、先生も御承知のように、いわゆる社会保険方式といふことで、国民がそれに参加するという連帯感を基礎、基盤として構築されておりました。それで既に定着しておるものと考えております。

国庫負担を導入することにつきまして、国庫負担も各制度間の公平を図る上で必要なものでございまして、この割合をふやしていくということになりますけれども、それはすなわち財政負担という形になるわけですが、これも結局は租税負担という形で国民の負担に結びつくものでございまして、したがって、現在の財政状況のもとでこの国庫負担をふやしていくということにつきましては、これはまことに困難な問題があるかと思ひます。

また、仮にそのために新たな財源を租税負担の増加という形で求めることといたしますと、そのような急激な負担の増加に対して果たして国民の合意が得られるかどうかという問題があるかと思つておられるわけでございまして、それからまた、国庫負担を著しく増大させるということになりますと、何よりもこれまで拠出していただいた方々とこれからの方々とのバランスをどうのとっていくかというような難しい問題もあらうかと思ひます。このようなことをいろいろ考慮いたしまして、国庫負担を現在の制度以上に増大させることは大変困難であると思ひます。

○小川(省)委員　困難であることは百も承知であります、ぜひひとつ検討をしてもらいたいと思ひます。

第百二国会において国民年金法等の改正案の成立の過程で、社会党の要求によつて附則を次のように修正しております。基礎年金の水増し費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとする。こうなつておるはずで、

そこで、基礎年金は、全国民を対象にした高齢者の生活を最低保障すべきものでなければならぬはずでありますから、定額支給としてその財源は全額税方式があるいはまた国庫負担とすべきものだと考へるわけでありまして、国民年金法等改正案の附則修正の趣旨からいっても、当面国庫負担を増大をして、全額国庫負担への移行のプロセスを示して真の年金改革に踏み切るべきだと思つておりますが、これも大蔵省だと思ひますが、今大変困

難だという話がありましたが、国庫負担増額について検討を加える意思がありやなしや再度お尋ねをいたします。

○中島説明員　年金の今後の給付額につきましては、いずれにしても今後の急速な高齢化の進展に伴ひまして非常に増大していくということは避けられないわけでありまして、それに伴ひまして国庫負担額もそれから保険料の負担も引き上げていかざるを得ないわけでありまして、長期的にはこのような膨大な給付を賄ふ負担をどのような形にしていくのが最も合理的であるかということについて幅広い角度から検討していくことはもとより大事なことで、私も検討してまいりたいと思ひます。そのような検討は今後も続けていくことにやぶさかではございませんけれども、今回の法改正につきましては、各種審議会の御意見なども踏まえまして国会での十分な御審議を経て成立したものでございまして、現状におきましては最善のものであるというふうに考えております。

○小川(省)委員　ぜひひとつ検討を加えていただきたいと思ひます。

この改正法律案をどう眺めてみても改悪以外の何物でもないと思つただけけれども、大臣、この改正案を時宜を得た改正だ、妥当なものだといふように本当にお考えでしょうか。

○古屋国務大臣　やはり今度の改正案全体を通じて、人口の高齢化の急速な進展に伴ひまして、給付と負担の調整を図っていくということを一番の目標にしておりまして、いろいろの問題点が確かにあることは私も存じております。こういう問題につきましては、今後あらゆる機会を利用いたしまして検討をするにやぶさかなものではございません。

○小川(省)委員　ぜひひとつ検討をし、修正等にも応じていただきたい、このことを要請しておきます。

次に、保険料に関連をして若干お伺いをしてまいりたいと思ひます。先日配付をされた資料によりますと、財源率の

見通しが昭和百年まで出ておりますが、これによると、組合員の掛金率がだんだん増高をしていつて、十年後の昭和七十年には一〇・〇％になつております。給料の一〇％を超える掛金となつてくるのが明らかになっておるわけでありまして、果たして労働者がこのような高い掛金に耐えていけるのかどうかというところは大変疑問でございます。一体全体、年金の掛金負担の限界を何％ぐらいに考えているのかという問題ですが、労働者の負担の限界を上回っているのではないかと思われまふ。そのころは恐らく給料が三十万円ぐらいにはなつてゐるでしょうから、そのとき掛金が三万円、こういうことになるわけでありまして、こんな負担に耐えていけるような状態にあるんだというふうにお考えでしょうか。

○中島(忠)政府委員 掛金負担の限界というお話でございます。非常に難しい問題でございます。私たちがもうこういうような改正案を内部で議論するときはそういう難しい問題を絶えず議論しながら来たわけでございますけれども、結局はそれぞれの所得の状況あるいは税負担の状況、年金以外の社会保険料負担の状況、そういうものが総合されて掛金負担の限界というのが出てくるのだらうと思ひます。昭和五十六年から臨調でこの問題もいろいろ議論されました。結局そのときの議論というものを振り返つてみますと、欧米諸国では税負担、社会保険料負担を含めまして大体五〇％、アメリカはそんなに高くございませぬけれども、そういうことになつておる、特にフランスに至つてはもう六〇％に近づいておるというふうな話がございます。そこで日本がそういうふうになつては大変だということで行政改革が始まつたというふうには私は記憶しておりますけれども、少なくともそのときの議論では、税負担、社会保険料負担というものを合せて五〇％より相当低い水準に抑えていかなければならないという議論がございました。そういうふうな議論の一環として今回も年金制度の改革というのをお願いしなければならぬのではないかと、こういう認識でござ

います。先生が御心配されますように、そのときの給料の状況とかその他の状況というものを考えまして、やはりできるだけ保険料負担というものを適正化していくように努めていかなければならないと考えております。

○小川(省)委員 給料から控除されるのは年金だけではありません。医療保険や住民税や所得税等が控除をされていくわけですね。標準的な公務員で給料から控除されるそれらのものは、大体何％ぐらいが妥当なのかという問題であります。年金の掛金が引き上げられるにつれて税金や社会保険料等の負担率も変わっていくだろうと思うのですが、どう変わっていくのでしょうか。

○中島(忠)政府委員 私は、現在のところ、その相互の相關関係というのは一定の法則があるというふうには勉強しておりますけれども、いづれにいたしましても、先ほどもお答え申し上げましたように、そのときの所得の水準あるいはまた先生がお話しになりますように税金とかその他の社会保険料の状況というものを考えながらその年金の掛金の水準というものを探っていく、そういうことになるとは思ひます。

○小川(省)委員 年金掛金の労働者負担の限界は大体給料の一〇％未満のところぐらいにあるのではないかと、そういうふうに思つております。政府は掛金を引き上げていくに限り、そのころ六十五歳やむなしというふうな空気を醸成しようとしてゐるのではないかと、思われる節がありますけれども、そう思つても構はないのですか。

○中島(忠)政府委員 よほど私が疑われておるようでございますけれども、私も誠心誠意仕事をさせていたたいておるわけでございますし、先ほども答弁申し上げましたように、この年金支給開始年齢のあり方というのは雇用の状況というものと関連して議論していかねば国民にも納得されないでしようし、第一、国会でもそういう承認というものが得られないのではないかと考えております。私がこういうふうには先ほどから御答弁申し上げておりますので、ひとつその点は十分御理解

いたしたいと思ひます。

○小川(省)委員 労働者の掛金の限界を設定して、それを上回る必要財源は国庫負担の増額と使用者負担の割合を順次増加させていくべきものではないかと思つております。労働者三〇％、使用者七〇％負担に向けてそういう割り当てを切りかえていくことにいかげんでこの辺で着手をすべきではないかと思つたのです。これは大蔵省に聞きたいと思つたのですが、大蔵省、用事で退席をしたようですから、中島公務員部長、御面倒でもひとつ御答弁をお願いします。

○中島(忠)政府委員 結局、年金財源をどういうふうには構成していくか、こういうことでございませぬけれども、年金制度というのはそれぞれ伝統があり、歴史があり、その年金制度を取り巻く社会情勢も特色がございまして、欧米先進諸国を見ましても、労使折半でやつておるアメリカとかドイツというふうな国もございまして、おっしゃるよう

に使用者負担の多いイギリスとかフランスというふうな国もございまして、それぞれの国のそれぞれの歴史、伝統のもとにそういう制度ができ上がったのあり方というのか財源構成が絶対正しくてこれは永劫不滅のものだというふうには考えておりませぬけれども、いづれにいたしましても、国民的な合意を得ながらこの財源構成というものを議論していかねばならぬのじやないかと思ひます。私たちは、現在のところは御提案申し上げておりますような線で御議論いただいて御承認いただくのが現在の国民のおおむねの考え方じやないかと考えております。

○小川(省)委員 次に、職域年金部分千分の一・五についてお尋ねをしてみたいと思ひます。まず民間の企業年金でございまして、厚生年金基金の上積み部分についての労使の負担割合についてはどういうふうになつておりますか。これは厚生省にお伺いをいたします。

○和田説明員 御説明申し上げます。

掛が原則になつてございまして、基金独自のプラスアルファ部分、上積み部分でございまして、これにつきましてもは基金の自主的判断によりましてその規約で事業主の負担割合を高めることができることとされております。このプラスアルファ部分につきましても加入員が掛金負担をしてゐる基金は、五十八年度決算の数字によりまして一千三十三の基金のうち百七十七の基金、約一七％に当たりますが、それ以外はすべて事業主の負担となつております。

○小川(省)委員 そうすると、事業主負担が大部分ということですか。

○和田説明員 はい。

○小川(省)委員 そこで、改正案の職域年金部分での負担割合はどうなつておりますか、中島公務員部長。

○中島(忠)政府委員 基礎年金部分を除く給料比例部分、職域年金部分を含めて労使折半でございまして、ただ、先ほど厚生省の方から御説明がございました。私たちの方でもそれなりに企業年金の状況について勉強いたしましたけれども、結局企業年金の状況というものを統一的にこうだ、その水準とか財源構成を把握して、それで今度の職域年金部分の議論をするに当たりましてきちつとした参考資料まで得られるかということになりますと、そこまでのものというのは無理じやないかと考えたわけでございまして。

○小川(省)委員 職域年金部分だけでも負担割合を当然考慮すべきだったと思うのですが、これはまた後ほど申し上げます。

次に千分の一・五でございますが、一・五という数字がどこから出てきたかということでございます。恐らく千分の七・五の二〇％、こういうことで千分の一・五になつたのだらうと思つたのですが、これは千分の二でもよかつたのではないかと、これは千分の二でもよかつたのではないかと、三を主張しておつたようでありまして、私は千分の一・五は千分の二に改めていくべきだと思つてゐますが、これを要求によつて変えて

いくような意思がおりかどうか、お伺いをいたします。

○中島(忠)政府委員 千分の一・五というものの上積みという修正の話でございます。

この千分の一・五というものを考えるに当たりまして、私たちはやはり一つは、それを負担するといいますが、現役公務員の負担というものを考えてみなければならぬ、こういうことでございます。先生と若干意見がすれ違ふかも知れませんが、結局は、それを上積みすることによりまして現役公務員の掛金負担というものはね返ってくる。今度の改正案のように、給付を適正化したとしても、一番高いところの現役公務員の掛金負担というものは一七・二五%まで上らざるを得ないということでございますので、それをさらに引き上げる要素というものをこの際考へるかということになりますと、どうしてもそこは消極的にならざるを得ないという点が一つございます。

もう一つは、千分の一・五を前提といたします今度の改正案の場合に、一体給付の水準がどうなるのか、こういうことでございすけれども、四十年間勤務するという標準的な公務員というものを考へました場合に、現職の公務員の平均給与月額に對しまして大体七四%ぐらいの年金水準になるだろうというふうに考へております。そういたしますと、先般成立させていただきました厚生年金の場合の議論を聞いておりますと、現職の民間サラリーマンの平均的な賃金に對しまして六九%という話がございましたけれども、今度の千分の一・五でいきましても七四%ということで、六九%よりももう既にそこで五%ほど高くなっているわけでございますので、それをさらに引き上げるといことが国民全体の立場から見てもどうだろうかということもやはり考へなければならぬ。そういう二つの要素から、千分の一・五ぐらいというものがないところではないか、国民の皆さん方から見ても御了解いただけるのではないかとということで御提案申し上げておるわけでございます。

私も、この提案というものを国会にさせていたから、新聞の読者の投書欄というのがございすけれども、その投書欄を注意深く見てまいりますと、公務員にそういう職域年金部分というのを設けるのは新たな官民格差だという投書も随分あつたように記憶しております。なかなか厳しいようないろいろな意見もございすので、私たちは千分の一・五というところがいいところではないかというふうに感じておるところでございます。

○小川(省)委員 おつしやる意見も理解できないわけではございませんが、私は千分の三にするとか確かに掛金にはね返りが大きくなると思ひますが、これは一・五から千分の二にどうしても切りかへるべきだ、こういうふうに通つておりますので、また後ほど修正案等で与野党折衝を続けていきますが、ぜひひとつこの点は御理解をいただきたいと思つております。中島公務員部長としては、提出をした本人ですら提出をしたのがベストだと言いたいのでしようけれども、やはり相当改めなければならぬ部分も含まれておるわけでございすから、ひとつよく注意をして聞いておいていただきたい、こう思つております。

それから、厚生年金基金の実態を勘案すれば、当然職域年金部分は使用者負担を引き上げて、折半から変えていく必要があるというふうに思つております。職域年金部分は、懲戒処分を受けると支給停止の対象になることになつております。労使折半負担の保険料で賄われている部分をカットするというのは、社会保険の趣旨からいっても妥当性を欠く、矛盾をするものと言わなければならぬというふうに通つております。そこでまず、厚生年金で支給停止というような措置がとられている点があるのかどうか、この点を厚生省に伺いたいと思ひます。

○谷口説明員 お答え申し上げます。厚生年金におきましては、お尋ねのありました懲戒処分等によりまして支給停止という規定につきましては現行の制度においても設けられておりませんし、今度の改正法においても盛り込まれておりません。

以上でございます。

○小川(省)委員 今言われたように、厚生年金では懲戒処分による停止などはないということだそうでありまして、公務員の特長性ということをどうも労働者の不利になるところばかり残しているのがこの法律じゃないかというふうに思つております。職域部分、もしも一〇%使用者負担にしておつてカットの対象にするというのなら理解できないこともないのでありますが、折半負担にしておいてこれをカットするというのは矛盾も甚だしいと思つたのでありますけれども、その点はいかがでありますか。

○中島(忠)政府委員 年金制度につきましては、官民格差という議論がやはりございす。そこで、そういう議論の中で職域年金部分というものを設けるわけでございすますが、この職域年金部分というものがどうしてとにかく正当化できるのだろうかということなんですが、いろいろな人が言つておりますように、共済年金というのは公務員制度の一種としての性格を持つておる、こういうふうにも言つております。そこで、もう少し公務員制度の一種としての年金だということをはかりやすくかみ砕いて申し上げたいと思つたのであります。それは一つは、公務員というものは専ら公益のためにのみ働かなければならない人間だ、そういうことが要請されているということが一つあると思ひます。もう一つは、公務員というのは、そういうこともありまして、非常に厳しいいろいろな規制がある。労働基本権が制約されておるとか、営利企業に従事してはならないとか、守秘義務があるとか、いろいろな厳しい民間にならぬ規制がある。そういう二つの要素というものを加味して、やはり民間の厚生年金にはない職域年金部分というものを設けることが理論的に正当化されるのじゃないか、こういうふうに通つておるわけでございす。

そこで、この職域年金部分というものがそういう性格でもし正当化されるのならば、公務員の方が公務員としてふさわしくない、結局先ほど申し上げました公益のために働かなかつたとかあるいは厳しい規制というものに違反した、法令用語で一部専門家は公共のために働く人間としてふさわしくない背信行為があつた場合というふうに通つておりますけれども、そういう場合には職域年金部分というものをもらえる資格というものをやはり失つたのじゃないか、こういうふうに通つて懲戒処分とかあるいはまた禁錮以上の刑に処せられた場合には職域年金部分というものを遠慮していただくというのが理論的にも首尾一貫しているのではないか、こういうふうに通つておるわけでございす。

○小川(省)委員 ところで、改正案と少し離れるのでありますが、共済短期の労使負担割合は現在折半になつております。組合健保の労使負担割合はどうなつておりますか。

○奥村説明員 お答え申し上げます。健保組合の保険料は、原則といたしまして折半ということでございますが、規約によりまして、事業主の負担する割合を増加することができるとになつております。六十三年の三月現在の平均で見ますと、事業主が五七%、被保険者が四三%という割合になつております。

○小川(省)委員 政管健保の国庫負担は何%ですか。

○奥村説明員 お答え申し上げます。政管健保に對する国庫負担は、分焼費とか埋葬料を除きますと保険給付に對する費用の一六・四%でございます。

○小川(省)委員 そういたしますと、医療保険料の負担は共済組合が五〇%、組合健保が約四三%、政管健保が四〇%ということになるわけですね。この一六を除いた折半ですから四二%ぐらいということになるわけでございます。共済が一番高いということになりますか、これは逆官民格差ではございませんか。中島さん、いかがでございますか。

少し違ったメリツトも出てくるのじゃないかという気がいたしております。ただ、先生が御心配といたしますか御指摘になりますように、賞金スライドと物価スライドの間に差が生ずることがある

のじゃないかということを考えまして、私たちの
方でも五年に一回財源率の再計算というのを行っ
ておりますが、そのときには賃金の上昇率を考え
て再評価をしていかなければならないのじゃない
かというふうに考えております。

○小川委員　今いみじくも答えられましたけれども、物価スライドに変えても賃金スライドとの関係を十分に配慮しながら進めていただきたい、このように思っております。

次に基礎年金の拠出金に関する問題についておよびつとお伺いをいたします。

地方公務員共済組合の被扶養配偶者は何人おりますか。

○中島(忠)政府委員 組合員に対して四割強、したがっておおむね七十万人ぐらいじやないかと見ております。

○小川(省)委員 基礎年金拠出金の組合員及びその被扶養配偶者一人当たりの単価を八千百九十八円というふうに先ほども答えられ、保険料負担は五千五百円ということになっていくのだらうと思いますが、その根拠をひとつ示してもらいたいと思います。

○松本説明員 御説明申し上げます

基礎年金拠出金の単価でございますが、これは、厚生省の方で今回基礎年金の制度が国民共通の年金として統一的に運用されるということになりますので、全国民の基礎年金対象者に係る給付の必要額、それを今度は逆に全国民の各制度の被保険者、その中にはだいま先生が申されました被扶養配偶者が入るわけでございますが、それで割つてそれぞれの年度の単価を出しているものと聞いております。

○小川(省)委員 基礎年金拠出金の将来見通しについてはいかがですか。

○中島(忠)政府委員 一定の前提を置きまして計

算をさせていただきますと拠出金の額は、六十一年度が二千四百億円、七十年度が三千八百億円、八十年度が五千億円、九十年度が六千三百億円という状況でございます。

○小川(省)委員 地方公務員共済組合の基礎年金受給額の将来見通しはいかがですか。

○中島(忠)政府委員 この受給額というのは実は非常に計算が難しゅうございます。特にこの基礎年金の給付というのは厚生省の方で所管されてお

ります基礎年金勘定というものから支給されるというところでございますので、私たちの方ではその数字を把握し切っておりませんが、給付の対象者になる方々のいろいろな条件といえますか過去の

経歴がございまして、その計算というのなかなか難しいのじゃないかと想像しております。

○小川(省)委員 今何でこんなことを伺ったかといいますが、拠出金と基礎年金受給額のバランス

かどうなのかというのを伺いたいと思つたわけでありませう。恐らく抛出金の持ち出しになつていくのではないかと心配をされるわけでありませうが、抛出金の持ち出しということにはなりません。

○中島忠)政府委員 基礎年金を共済組合の方にも導入することの意義というかねらいというのは、最初に大臣が御答弁されたとおりでございます。そういうねらいから今回基礎年金制度を共済

組合の方にも導入しているというところでござい
ますので、そのねらいそのものは間違っていないと
私たちは思います。ただ、そういうことにいたし
ました結果、先生がお話しになりますように持ち

出しになってないか、こういうことでございませう。私たちは、長期的に見ればこれは持ち出しとあるいはもう少し過ぎとか、そういう問題は起こらないと思いますけれども、いずれにいたしましても公的年金制度というものをいづれかの時点でとにかく財政調整していかなければならないとい

うことでございますので、どの時点をとりますか。どちらかが得する損するというある程度の財政調整機能というのはやはりあるのではないかと相

像はいたしておりましたけれども、基礎年金制度を導入することの意義、ねらいというものを先生ひとつこの際重く見ていただきたいとお願ひしたいと思ひます。

○小川(省)委員 地方公務員共済組合員の被扶養配偶者の改正案施行前の国民年金加入状況なんだ

けれども 加入率及び平均的加入期間はどのくらいになっておりますか。

○中島(忠)政府委員 お尋ねの件につきましては

厚生省サイドの所管の話でございますので、私な
ちの方ではそこまでの資料を実は手元に持つてお
りません。

○小川省委員　まあ手元にないのならやむを得

ませんか。やはりこれは自治省としても一応調査をしてみる必要があるのじゃないかと思うのです。各都道府県の共済組合を通ずればそんな難しい調査ではないと思っております。

そこで基礎年金協定の財政システムでござい
ます。国民年金救済と考えられるわけであります。が、財政状況の厳しい共済組合をなぜ参加をさせなくてはならないかという問題であります。参加をさせなくてはならないかと思ひますが、いかがでござい

○松本説明員 御説明申し上げます。
先生の御質問の趣旨は、地方公務員共済のグル
ープの中にも大変財政状況の厳しい組合があるで

は、恐らくこういう御指摘ではなからうかと思いますが、御承知のように、基礎年金の制度とい

うのは国民共通の制度としてできております。したがって、財政状況の厳しいところだけ拠出金を出さないあるいは基礎年金制度を適用しないというわけにはなかなかまいらないわけでございます。しかし、先生御指摘のように、それではそういうところが今度の共済年金の支払いの

もつともでございますが、私どもとしては、先生が先ほど御指摘のように全体で地方公務員共済連

将来の不安をなくするように措置をいたしてありますので、そういうことで御理解を賜りたいと思つております。

○小川(省)委員 私は昭和四十七年に当選以来す
つと一貫をしてこの共済組合法の審議に携わつて

まいりましたので、現在各船の具体的な問題についてお尋ねをいたしてまいりました。大臣もお聞きになったように、いろいろところで修正をし

なけれどもならない点とか、何とか改正をしなければならぬ点とかが多々詰まっている法律案だということに考えます。大臣もそういう点をひとつ十分考慮されて、この法律案を修正するのとつ

あるに改定をするといふような点については十分な配慮をいただきたい、このことを要請をいたしますが、御見解はいかがでございますか。

○古屋国務大臣 小川先生の本当に長い御経験

とまた御免強から、この新しい治御に一つま
ての御意見を先ほどから伺っておりまして、私も
大変参考になり、またいろいろ教えていただきま
したことを心から御礼申し上げます。
政府といたしましては、政府が提出したもので

でございますので、いろいろの御議論もあると思いますが、私として直してくださいとは申し上げにくいのですが、これは国会のいろいろの御判断もございいますので、先生方の御意見はよく

私も頭に置きまして、今後とも十分こういう問題について勉強をさせていただきたいと思っております。

○小川(省)委員　時間のようですので、

以上をもつて答問を終わらせていただきます。
りがとうございました。

○高島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時十五分開議
○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。経塚幸夫君。

○経塚委員 最初に大臣にお尋ねをいたしますが、相手変われど主変わらずで同じような答弁を繰り返されておりますので、同じようなことをお聞きすることになるかと思ひますけれども。

まず最初に、一元化の問題と関連をいたしまして国鉄共済の問題であります。何回か大臣の御答弁を聞いておりますが、ちよつとよくわからない点がございますので、改めてお尋ねをするわけにございます。

大臣の答弁は、国鉄の救済問題につきましては、地方公務員共済組合審議会の答申の趣旨を尊重する、そういう姿勢で閣議での検討にも臨まれる、こういうことなんですが、この答申の文言は「国鉄共済組合に対する救済は、国の責任分担を明確にすることが先決である」、この趣旨を大臣は尊重される、こういうわけですね。そこで、この国の責任分担の中身であります。答申をどう解釈するかというこの大臣の見解にかかわってくるわけでありまして。これは質問でも出ましたけれども、厚生大臣の答弁のように、公的年金制度全体で支えるという措置を国の責任でやるということも国の責任の一つになります。同時に国庫負担、つまり国の責任で赤字分は措置するということも国の責任に入るわけでありまして、大臣のその趣旨を尊重するということの中身はどちらですか。

○古屋國務大臣 国鉄共済組合に対する救済は、国の責任分野を明確にすることが先決であると考えられるという地共審の答申でございまして。その要点は、国が負担すべきことがまず明確にされるべきであるという趣旨でございまして。もう一遍言いますと、明確にされた国の責任分担を踏まえて関係方面と御相談を始めることができる、こういう……。

○経塚委員 そうしますと、念を押しますが、その生じた赤字の分については国庫負担、国の責任において負担をする、こういう姿勢で大臣は対処される、こう解釈してよろしいですか。

○古屋國務大臣 私が申しましたのは、国が負担をすべきことがまず明確にされるべきである。ですから、国庫の負担もあるし、責任を国がとる方法もあるかと思ひ、いろいろあるかと思ひますが、そういうことを含めて、とにかく私は、国が負担すべきことがまず明確にされるべきであるというふうに解しております。逃げるわけじゃ絶対ございせん。

○経塚委員 いや、逃げるわけでは絶対ございせんと言いますが、微妙ですよ、今の大臣の御答弁。負担を明確にするというのは、金銭の負担を明確にするということなのか、責任の負担を明確にするということなのか、この二通りあると思うのですよ。

私は、国鉄共済の生じた赤字の責任は挙げていわゆる国策にあるということとは審議会の中でも明確にされてきておるわけでありまして。したがいまして、生じた赤字については金銭の話、これを当然国の責任において負担をする、つまり、はっきり言えば国が持つんだ、そういうことなのか、単なる責任だけを負担するという意味なのか、ここをはっきりしてください。どちらですか。

○古屋國務大臣 責任を負うということとは、先生、国が負担するということも中に入っておりますし、またそれ以外のことも入る、こういうふうには私は考えておるわけにございまして。

○経塚委員 そこが私は問題だと思ふのですよ。金銭を負担することもあるし、それ以外の責任を負うということもあると言へば、金銭が一割入るのか全く入らないのか、わけがわからぬということになるのですよ。この地方公務員共済組合審議会の答申の趣旨を尊重する、趣旨なるものの中身は、地方共済で持たされたかなわぬということなのでしょ。五十八年三月十日の答申は明確に書いてあるわけでしょう。「単に国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想がある」とすれば、それには反対である。」これは五十八年のときの答申でありますけれども、今度の答申にも内容としては

同じようにかかわつてきておるわけですね。ですから、国鉄共済を今日の危機的状況に追い込んだ原因と責任が一体どこにあるのかということの明確にすれば、おのずから解決策は明白なはずです。それはもう私が今さら改めて申し上げるまでもなく、これは挙げて国の責任にあることは明白であります。

国鉄共済組合年金財政安定化のための研究会は五十五年五月、總裁の諮問機関として二つの理由を挙げております。一つは、戦中戦後を通じての国策遂行が原因である、もう一つは、鉄道産業自体の産業構造、就業人口構造の変化、こういうことで、これは挙げて国に今日の国鉄共済を危機に追い込みつた原因と責任があることは明確になつておるわけでありまして、そうなりますと、生じた国鉄の赤字は金を国の負担において措置する、こうなるのは当然でしょう。どうも大臣の話を聞きますと、金も入つておるけれどもそれ以外の責任を負担するということも入つておるんだ、こうなつてまいりますと、これはまさに玉虫色ですよ。後で協議した結果責任を明らかにいたしました。責任とは何を明らかにしたんだ、銭何持つんだ、こうなりますと、金の負担割合がほとんど入つてない。そして、年金制度全体で支え合う指導を国がやりました、したがつて国鉄共済はそれこそオールジャパン、大蔵大臣の話じゃありませんけれども、みんな支え合う、こういう措置を国の責任においてやりました、そうしたらこれは責任を明らかにした、こうなるのですか。これはおかしいです。だから、大臣としては金銭を赤字分については全額国の責任で持つように、つまり地方共済に肩がわりさせない、ツケは回さない、そういう姿勢で臨まれるかどうか。そういう姿勢で臨まれないと趣旨を尊重したということにならぬと思うのですが、その点はいかがですか。

○古屋國務大臣 私の言うことがわかつてもらえぬで大変残念でございますが、私の性格から見ても、大体私は余りうそを言ったことはございませ

んの、御了解いただけたと思ひますが、もう一回言いますと、この間の官房長官の答弁のように、国が責任を持つてとにかく検討をする、その際、私は自治大臣としては国の責任分野を考へて――考へてということとは、とにかく国からも、全部出すか一部出すかわからぬがそういう金の負担もある、当然やつてもらわなければならぬということを含んでおるというふうにお考えになつていただきたいと思つております。

○経塚委員 大臣の方は、これだけ言つておるのに経塚はわしの考えがわからぬのはまことに残念だと思つておるけれども、私も、これだけ声を大に言つておるのに大臣に真意がわかつていただけないかと思つて大変残念でなりません。大臣、やはりここはきつちりしておくべきじゃないでしょうか。それは閣議で議論の結果がどういう結果になるかはともかくといたしましても、自治大臣の立場としては、答申の趣旨を尊重するということ以上は全額国の責任で負担をしない、そうでないと、たとえ一部であろうとも自治大臣の立場としては地方共済にそのツケが回つてくるということでは困りますよ、はっきり言つていただいても私は当然だと思ふのです。何かどつちからでもとれるようなことじゃ困ります。任しときますわというわけにはいきません。やはり趣旨尊重という以上は、明確に国の責任で負担をしろというのと閣議であくまでも主張すべきだと思ふのです。どうなんでしょうかね。それは別に言つたところどうということではないと思ふのですがね。

○古屋國務大臣 先生と私の問答を聞いておりますと、解釈の問題になると思ひますが、やはり根本は国鉄がこういう状況になつた、それを何とかしなけりやならぬというところでございまして、いろいろほかの共済にも応援を求めるといふ話があつても、とにかく国がこれをどうするか、所有者でオーナーである国がどうするか、経済的負担をどのぐらいするか、どのぐらいと言つと数字の問題になりますからちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、とにかくそういうことがあらなければなら

らないということを頭に置きまして私は物を言っているつもりでございますが、いかがでしょうか。

○経塚委員　いかがでしようかと逆に質問をされたわけでありますが、これはやはり私ははつきりさせるべきだと思うのですよ、自治大臣の立場としては。それは国鉄の赤字が今日に至ったことは早くから予測されておったことだし、これがほかの、特に地方共済などにツケが回ってくるというようなことであれば大変だということをはかねがね五十八年の答申の際にも明確に出しておることですね。

大臣の答弁は了承いたしましたけれども、要望としては、答申の趣旨を尊重ということであればぜひひとつこれは明確に、全額国の負担において措置せよ、もうここまで言うておけば大臣はもう、意おのずから通ずるで、恐らくそういう主張をして、今度連合かどこかの場で御返事が来ると思いますがい、いい返事がいただけたと思いますが、そういう結果にならなければまた改めてお尋ねをすることにいたします。

続きまして、閣議決定に關することですので引き續いて大臣にお尋ねをいたしますが、厚生大臣のこの場での御答弁を聞きますと、給付はもう一段落だ、負担の調整は残る、こうおっしゃったわけですが、自治大臣の立場としては、仮に今回の改定が施行されるとしまして、なお負担や給付の面で今後調整の余地があるとお考えですか。その点はいかがですか。

○中島(忠)政府委員　私は厚生大臣の答弁を聞かしていただいておりまして、給付はほぼ一元化という、何かほぼという言葉が入っていったと思ひますが、(経塚委員「一段落」と呼ぶ)一段落ですが、いづれにいたしましても、今回の改正案が仮に可決成立させていただいた後にどういうことが今後の調整対象になるだろうかということとは、これから関係各省が集まってもう一度額を合わせてよく検討しなければなりません、思い当たるものとして申し上げますと、これはどちらかという

と負担の方の調整の話になりますが、同じ地方公務員の共済組合の中でも連合会に所属する共済組合の組合員の負担というのは一本化されておりますけれども、学校共済と警察共済それぞれこれまた負担が違ふ。その負担が違ふことについて、どこまで合理性があつてどこまでは調整しなければならぬかという話も残りますし、いずれ連合会の方のところでできるだけ速やかに入つていただきたいというようなことも考えておりますので、そういうような負担の話は残つてくるだろう。あるいはまた午前中も議論が出ておりましたけれども、厚生年金と共済組合とを比べた場合、これは給付の話になりますが、所得制限のあり方が厚生年金の方が違ふ。具体的に申し上げますと、民間の研究機関をおやめになつて厚生年金の年金資格をお持ちで、今度仮に国立高専の先生になられた、あるいは

は国立の研究機関の研究員になられたというよう
なときには、厚生年金の方の制限というのは我々
が共済について考えているよりも緩いといえます
か、原則としてないというようなもの、そういう
ような問題が残ります。あるいはまた、これから
大いに議論されるんだと思いますが、国鉄とか、
もう電電、専売の方は民営化されましたけれど
も、そういう民営化された旧公共企業体関係の適
用の年金制度はどういうふうな年金制度になるん
だろうとか、そういうようないろいろな問題が
残っているんじゃないかと思えます。そういう問
題をいろいろ各省から持ち寄りまして調整という
ことを進めていくことになるんだろう。課題とし
てはそういうものが残っているような気がしま
す。

○経塚委員　今公務員部長からの御答弁ですが、大臣、私は、これは閣議の決定として出されておりますので、ぜひひとつ大臣の御見解を承りたいと思います。とおるわけでありますが、閣議決定の中においては今回の改定以降「給付と負担の両面において制度間調整を進める。」こうなっておるわけなんです。今公務員部長がもろもろの答弁をされまして、これは公務員部長の推定として恐らく答

弁をされたと思うのですよ。閣議がそういうことを含めて決定したと。あなたは閣議に参加されておられないわけでありますから、恐らくそういうことになるんだろうと思うという推定だろうと思うのですよ。しかし、少なくとも閣議の決定として今回の改定以降なお給付と負担の両面において制度間調整を進めると明言されておるわけでありますから、恐らく五十九年に閣議決定をされる際には今回の改定以降かくかくしかじかの問題がなお残るといふ協議が行われたのは当然だと思ひますし、またそうでなければこういう文言として閣議決定にうたわれるはずはないと思うのです。

それで大臣にお尋ねしているのですが、その給付と負担の制度間の調整というのはどういう項目が閣議として挙げられておるのか、お答えをいただきたいと思うのです。

○中島忠政府委員 大臣から後ほど御答弁いただくことになると思いますけれども、その閣議決定がなされました日時というのは今回の法律案の内容が具体的に決まる以前の閣議決定でございまして、その閣議決定の段階においていろいろな議論がございましたけれども、その中の議論を私が当時伝え聞きました一部分というのを御紹介申し上げたわけでございますので、今回の法案の内上り上げたわけでございますので、今回の法案の内容を決めたときと閣議決定との間には時間的な差があるんだというところもひとつ――先生もう既に御存じで、ひよつとしたら引かかるかもわかからぬなということでお尋ねになっているのかもわかりませんけれども、そういうこともひとつよく御記憶いだだきたいと思ひます。

○古屋國務大臣 「六十一年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において年制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとす。昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」というのが閣議決定の文句でございまして、それに基づきまして今度の法律は、先取りしておるものもありますが、公的年金制度の一元化の目標に向かひまして共通の基礎年

金の導入とか給付水準の適正化等によりましてかなり徹底した調整を実施するものでありまして、これによりまして、共済年金制度間も含めまして一元化が相当達せられるものであるというふうな点におきましては厚生大臣と同じ認識でございます。今後は、引き続きまして各制度を通じて、先ほど公務員部長が言いました点も含めまして所要の調整を進めまして、七十年を目標に公的年金制度の一元化を図ろう、こういうことでございます。

○経塚委員 私が聞いてゐることを大分はあつとふろしき広げてしまつて、ふろしきの中に何が入つてゐるのかわからぬようにしてしまつてゐるわけでありますが、六十一年度の改定をやつて、それ以降七十年年度には一元化を完了する、こう言つておるわけでありますが、その七十年年度の一元化の完了までの間にお給付と負担の調整を制度間においてやる、こう言つておるわけでしょう。だから、七十年年度の完了までにもう一ランクあるわけでしょう。それは六十五年になるのか私の知るところでございませぬ。公務員部長は、何か私と閣議決定の中身を皆知つていて聞いているようにおつしやいますけれども、とんでもない、そんな大それた考えは一つも持つておりません。わからぬから聞いておるわけでありますが、恐らく六十五年ごろにまたあるのじやないかと思われるのですが、この閣議決定を読む限りは、また厚生大臣の答弁や自治大臣の答弁を聞く限りではこれはさつぱりわからぬわけです。社会党の加藤先生は、その電車に乗つてどこへ連れていくのかわからぬものに危のうて乗れぬとおつしやいましたけれども、全くそのとおりなんですよ。終着駅がどこへ行くのか、極楽へ行くのか地獄へ行くのか、天へ上るのか地へ潜るのかさつぱりわからぬというようなことでは、本当に熱を込めて論議をしましても行く先がはつきりしないことでは困る、これは私は当然だと思ふのですよ。

負担の調整をやるんだ、こう言う。厚生大臣は、一段落で微調整しか残ってやらぬ、こう言う。それで、厚生省の局長の答弁だと、給付も負担も一応一元化へ向けての調整はあつたかこれで終わったかのような答弁をこの間こでしてゐる。その後でまたそれを覆しましたけれども、聞けば聞くほどわけがわからなくなつてくるのですよ。だから、よそはおいておきましょう、厚生年金も国共の方も。地方共済から見ても閣議の決定でうたわれておるような負担と給付の制度間の調整について今度の改定以後必要があるのかないのか。地方共済としてあるのかないのか、地方共済だけを考へてみて下さい。なければならぬ、それで結構なんです。あるというのであれば具体的に各制度間の——制度間の調整ということでありまして、微調整ではだめですよ。根本にかかわるような負担と給付の調整ということになるのですが、その点は大抵、どうなんですか。今何も具体策は持つておられないわけですか。

○古屋国務大臣 具体策は、当面の問題は先ほど公務員部長が先生に説明をいたしましたような、例えば警察の組合とか学校の組合等これをどういうふうにしていくとかそういう問題はもちろんだ当分の問題として考へております。それに類似すると言つたとまた何だ、こうおっしゃるかもしれないが、旧公企業共済の適用制度についてまた検討するとか、そういうことは答弁のところでは若干ずつ申し上げておりますが、そういうような問題もあるわけでございますから、終わつたとは全然思へませんし、これからそういう問題があるということは先生も恐らく認められて御質問になつてゐるのじゃないかと思ひます。

○経塚委員 その範囲のこと、それ以上のものはないと解釈してよろしいですね。七十年代一元化に際してもない。それはお約束できますね。これは公務員部長に聞いておきましょう。

○中島忠政府委員 御質問を聞いておりますと、何か私たちが隠しておるといふか、先生方の立場に立つと何か非常に危険なことを考へてゐる

のじゃないかという前提でお尋ねになつておられるような気がいたしますけれども、私が最初に申し上げましたように仮に今回の法律を成立させていただきましたならば、その後でそれぞれの年金制度を所管する省庁が集まりまして、私が例として申し上げましたような差がございますが、そういうものを持ち寄りまして、それが合理的な理由に基づく差であるのかどうか、国民の納得がいただける差であるのかどうかということをつつと詰めてまいりまして調整をしてまいろう、そういう考へ方でございます。それ以上先生方にとつておしかりを受けるようなことを現在考へてゐるわけじゃございません。

○経塚委員 現在考へておるわけじゃございません。将来考へる可能性もあるわけでありまして、これは他の制度とも関連をいたしますので、また次回にでも改めてお尋ねをする場を持ちたいと思ひております。

続きまして、公費負担の問題をお尋ねしたいと思ひます。

資料をいただきましたが、もう一つの資料であります。九十年代で現行制度でいけば約四千億円、それが一五・八五％を基礎年金の三分の一に切りかえた場合は二千二百億円に約五五％、差し引きマイナス千八百億円ということになります。この改定案で、いわゆる収支見通しの案による計算でいけば、現行制度と比べてみまして、九十年代はどういう数字になりますか。

○中島忠政府委員 五十九年度価格の数字は今先生がおっしゃつたとおりですが、今回の収支見通しの前提になつております改定率というもので計算いたしますと、九十年代は現行制度の公的負担額は一兆八千四百億、改正後の公的負担額は九千四百億、差が九千億ということになります。

○経塚委員 この公費負担制度を設けた理由であります。これは地方公務員共済組合法一条二項に「国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達を図られるように、必要な配慮を加ふる」、この趣旨によるものです。

○中島忠政府委員 そういう趣旨を踏まえまして、結局、よく言われますように、なぜ公的負担をするんだらうか、こういうことなんですけれども、労使のそれぞれの保険料だけでは適正な水準というものを維持するに少し苦しいじゃないか、あるいはまた当該年金制度の中に低所得者というのが含まれてゐるというようなことも考へて公的負担をした方がいだらうとか、いろいろな理由が言われておりますけれども、そういうことを具体的に考へて公的負担が現在導入されてゐるのだというふうに考へております。

○経塚委員 法的根拠としては私が今例を挙げたことによるのじゃないですか。

○松本説明員 御説明申し上げます。ただいま先生がおっしゃいました——地方公務員法も遠縁ではございますけれども、直接の根拠は共済法の方にあると思ひます。

○経塚委員 法的根拠としては、私が例示いたしました一条二項の国と地方公共団体の負担を明確にした条項によつておるといふことはば間違ひないと思ひます。

そこで、先ほどお伺いをいたしますと、五十九年度価格で昭和九十年代には現行制度でいけば四千億、基礎年金の三分の一になれば二千二百億円、何と五五％にダウン、差額が千八百億、新しい収支見通しでの九十年代では更に差額が九千億ということになるわけですね。それで、六十一年度で保険料を給与と見ますと一〇％、こういうこととだつたのです。午前中の御答弁では、この年金財政は大変困難に直面をしてゐる、このままでは公的年金制度そのものの存立にかかわるといふようなことを改定の理由にしながら、一方でどうしてこの公費負担を減らせるのですか。こんなことではつじつまが合いません。大蔵省の午前中の答弁では、これ以上引き上げるといふことになれば、それは直接、税だとか国民の負担にかかわるもので国民の理解が得られないとか、増税になるとかといふことをおっしゃいましたけれども、現行制度を維持しておつた上に立つての話じゃない

んです。現行制度も引き下げてしまふんでしよう。これで片一方で公的年金制度はこのままほうつておいたつづけてしまふと言つてゐるんでしよう。これは話が合いますか、合ふと思ひますか、私は合ふと思ひます。筋が通らぬと思ひますが、通ると思ひますか、どうですか。

○中島忠政府委員 先生がお話しになりますように、公的負担というのは現行制度をそのまま維持しておつた場合よりも今度の改正案の方が減つてくるというの事実でございますが、ただ改正後の公的負担そのものを年を追つて見ました場合に、これもやはり相当なテンポでふえてくることも事実でございます。

それともう一つは、公的負担がそのように減るということとは、四〇％くらいダウンしてゐるわけですが、それと同じようにそんなにダウンはいたしませんけれども掛金というものは現行制度で放置しておるよりも、率も半分くらいでございますけれども、率としては減らしてゐるというふうなことでございます。

ただ、この公的負担の議論をするときには先生方からよくそういうふうなおしかりを受けるわけでございますけれども、改正案に基づきましても公的負担がふえてくる、そしてそのふえてくる公的負担というのを一体どこから出すんだということになりますと、しよせんはやはり税金から出さなければならぬ。その税金から出す公的負担の額というのが税収に対する比率として見たらどうだろうかと、これは、これもまた社会労働委員会なんかでもよく議論しておられましたけれども、やはり公的負担がそれだけのテンポで改正後の額にいたしたとしてもふえるということは、対税収に占める比率というものが今よりもやはり高くなつていかざるを得ないだろうというふうな話がございます。

やはりそういうことを考へますと、先生から厳しい御批判をいただいて私たちがいろいろ考へていかなければならぬと思ひますけれども、現在の状況といたしましては、やはりそこが私

たちとしては限度じゃないかなというふうに考えざるを得ないわけでございます。

○経塚委員 それでは筋は通ります。恐らく公務員部長も、何で厚生年金がこういうふうな給付の二〇％を基礎年金の三分の一に変えて減らしてきたのか、これは右にならえしなければならぬから苦しい御答弁をされておられると思うのですけれども、他の制度のいわゆる国庫負担についてもちょっとお尋ねをいたしますが、厚生省、大蔵省、農水省、文部省、基礎年金の三分の一に変えた場合には新しい収支見通しで計算をしてみても、九十年には現行制度と改正とはそれぞれ金額的にどういうことになるのか御答弁をいただきたいと思ひます。

○坪野説明員 お答えいたします。

国民年金と厚生年金の前回通りしました改正に基づきまして国庫負担を推計いたしますと、五十九年度価格におきまして昭和九十年におきまして現行法では八・一兆でございます。次に、改正法になりますと給付の適正化等もございまして、これが五・八兆ということになっております。

なお収支見通しという御質問がございましたけれども、私たちが方では実質価格という形で出しておりまして、申しわけないのですけれども、残念ながら現段階で名目という形では出しておりませんので、ひとつ御了承を願いたいと思ひます。

○門田政府委員 大蔵省でございますが、引き続きお答えいたします。

国共済連合会一般組合員についての概算でございますが、五十九年度価格で六十一年度約六百億円でございまして、これが九十年には約二千億円ということになります。

それからもう一つ、収支計算ベースというお尋ねでございますが、これは現行法で九十年約九千二百億円でございまして、改正案では九十年約五千二百億円でございまして、六十一年度の方の計数は端数の関係がございましてどちらとも約六百億円というふうになっております。

○阪田説明員 農林年金についてお答え申し上げます。

昭和五十九年度の価格ベースに割り戻しますと、私どもの非常に粗っぽい試算でございますが、昭和九十年には現行制度では千七百億円となりますが、改正後におきましては五百九十億円になると推定をいたしております。

それから、いわゆる名目といいますが収支見通しベースで申し上げますと九十年には四千八百六十億円で、これが現行制度でございますが、改正後には二千六百七十億円になると推定をいたしております。

○岡林説明員 私共共済でございますが、五十九年度価格で計算をいたしますと九十年で約六百六十億円となっております。改正案では四百三十億円でございまして。

名目価格で申し上げますと、九十年で二千九百八十億円で、改正案で千九百七十億円でございまして、いずれもごく粗い試算でございますが、そういうことでございまして。

○経塚委員 今お答えをいただきましたものを総計概算をいたしますと約二兆六千余億になるわけですね、地方共済を含めまして。国年、厚生年金の方は新しい収支見通しでの計算が出ておりませんが、倍率から推計いたしますと少なくとも四倍ないし五倍ということに見通されますので、九十年の価格で十二、三兆円になると思われるわけでありまして、これは大変な金額であります。地方共済だけを推測いたしましても、昭和百年度まででいわれる一五・八五％が基礎年金の三分の一に振りかえられるだけで総額十兆円は優に超す金額になるだろうと推計をされるわけですね、新しい収支見通し金額。

そこで、お尋ねをしたいわけですが、公務員部長、昭和百年の資料によりますと、共済の場合は基礎年金の給付費が二兆二千億円で、これに對して拠出金が二兆三千億円で、つまり一千億多いのであります。国民年金は給付費が二兆四千億円で、拠出金が二兆八千億円で、四千億多いのであ

ります。厚生年金が給付費九兆六千億、拠出金九兆一千億で、マイナス五千億円であります。つまり厚生年金のマイナス五千億を共済と国年の方の拠出金で賄っていくという状況が昭和九十年から百二十年まで約三十年間ずっと続くわけでありまして、こういう資料が出ておりますね。そこに基礎年金に一元化した特徴があるのだと恐らく公務員部長はお答えになるおつもり、違ひますか、とは思ひますが、これは午前中も議論されましたけれども、いろいろ問題が出てきますね。

私がお尋ねしたいのは二つ。先ほど言いましたように全制度で現行の国庫負担、公費負担を維持するとすれば、そういう制度間の矛盾というものは非常に軽減される保証ができるわけでありまして、例えば昭和九十年の基礎年金の拠出額は全制度で十三兆八千億円であります。厚生省の試算によれば、九十年の基礎年金の三分の一の額は四兆六千億円であります。先ほど申し上げましたように、現行の負担比率を維持した場合、基礎年金の三分の一に振りかえた場合との差額が二兆六千億円であります。それですから二兆六千億と厚生省試算の九十年の基礎年金三分の一の額を合わせれば七兆二千億円になるわけでありまして、このことは十三兆八千億円の拠出額の総額でありますから、優にその五〇％以上、つまり三分の一ではなくして五〇％以上の国庫負担、公費負担ができることになるわけでしょう、大幅に国庫負担をふやさなくても、現行制度を維持するだけでもつて、あるいは、負担率はそういう計算になりますけれども、逆に基礎年金の給付、これじゃ低いじゃないかという意見も随分出ておりますが、引き上げようと思えば二〇％引き上げが可能になるのです。拠出金を逆に引き下げようと思えば二〇％、拠出金の引き下げが可能になるわけですよ。それくらい現行制度の国庫負担、公費負担の率を維持するか、それとも三分の一に引き下げるかによって違ひが出てくるのです。そうすると、先ほど申し上げましたように、いわゆる厚生年金の給付費が拠出金を上回る分を他の制度でも

つて賄う、補う、補てんする、こういう制度間の矛盾もなくなってくるわけでしょう、皆さん、これは明らかに資料の上から見ますと。

しかも、もう一つの矛盾は、地方共済は、公費とはいひながら、いわばこれは地方財源で、一元化という以上は、その原資も財源も当然一元化すべきですよ。一元化すべきじゃないですか。この点につきましては答申の中でも明確にうたわれておられるわけでしょう。社会保障制度審議会の答申にこういうふうな言われております。「公経済負担については問題がある。」こう指摘しているのです。これはもう公務員部長、よく御存じのはずですね。それで、私どもの方で社会保障制度審議会にお尋ねをいたしましたら、問題があるということのの中身はどういうことなんだ、こういうふうな聞きますと、地公共済、国鉄共済、公企体共済が、公経済負担としてそれぞれ自治体、国鉄、公企体みづからが支出をしておる。今回の基礎年金制度の導入は年金の最低部分を保障するものであり、その部分についての負担は国が責任を負うべきだという意見が出され、こうした表現になった、これが社保審の説明なんです。どうなんですか。今申し上げましたように、少なくとも年金財政が大変困難に直面をしておるということであるならば、筋を通して基礎年金は全額国庫負担で基礎的な部分は保障すべきであるという見解を私どもは持っておりますが、現行制度を維持するぐらいのことは当然だと思ひます。そしてあわせて、いわゆる社保審の答申にも出ておりますように、当然一元化というならこれは国庫負担で賄うべきである。社保審の答申の趣旨もそういうことを強調しておる。その二点についてどうですか。

○中島(忠)政府委員 なかなかいろいろな数字を挙げての御質問でございますが、二点ということに絞って考え方を申し上げたいと思ひますけれども、まず第一番目の公的負担というものを減らさなかつたら、現行制度のままで維持しておいた

それは先生がお挙げになりましたようにいろいろな数字を挙げて考えると、いろいろな議論ができます。ただ、午前中にも私が申し上げましたように、公的負担というのを基礎年金拠出金の三分の一にするんだということに今回させていただきます。この公的負担を統一化するんだ、公平化するんだというねらいがあるわけでございます。国民年金に入っている国民の方、厚生年金に入っている国民の方、いろいろな国民の方がいっぱいいます。すべての国民の方に対して同じ公的負担というものをしようじゃないかということ、今回そういう統一をさせていただいたわけでございますが、その統一をさせていただいた結果、現在の制度を維持しておいた場合と比べたら減るんじゃないかというのとは、先ほど御説明申し上げましたように、やはりこれから将来を展望した場合の税収の中に占める位置というものを考えていかなければならないという議論についても私は傾聴すべき議論というふうに思います。そういう考え方もありまして今度は統一させていただいたということでございます。

第二番目の地方共済関係の公的負担を国庫負担とすべきじゃないかという議論でございます。

そういう議論も私はあり得ると思いますけれども、これも私がかねがね申し上げておりますように、公的負担というのは地方公務員共済制度に対する負担だ。そしてそれは突き詰めて言いますと、しよせんは地方公務員共済の組合員及びその被扶養配偶者に係る基礎年金に係る負担でございます。そういう制度というものを支えておるといいますか、制度がよって立つ根拠というのは地方公務員法であり地方公務員共済組合法でございます。そういう制度というものの実施主体である地方公共団体が負担をさせていただいても私は理屈としては成り立つていくじゃないか、こういうふうにご考慮をさせていただきます。

でございます。

○経塚委員 成り立つてはいかないとおっしゃれば成り立たぬこともないと言いたいところでありますが、これは成り立たないと思うのです。一元化しようがな。どうして国庫負担と明白にしないのですか。これは当然でしょうがな。それは一元化というこの案が出てこない以前なら——以前でも私はこれは問題ですよ。今度の改定があるうとなかろうと、当然これは国庫負担にすべきだという見解を持っておりますけれども、まあ百歩譲って、以前ならまだあなたの理屈も何とかに三分の理屈でそれは通るかも知れませんけれども、しかしいよいよ一元化ということになってきておる段階で、いよいよ矛盾ですよ、これは。いよいよ筋が通らない、こうなってくるんですよ。それで、間もなく国鉄の問題が、どうなるかわかりませんけれどもこれが決着がついていけば、これはあなた、地方共済だけでは、地方財政ですが、何であな、それくらいのこと、さっきの大蔵省に対する質問じゃないけれども、公務員部長、言うべきことは言いたくないよ。大蔵省に言っているのか、どこに向かっているのか、それは言う先は私は知りませんけれども、言うべきことは言わなければならぬ。ほんまに。こんなことまであなたが泥をかぶって、地方の財源でもって負担をするのがそれなりの筋が通っております。というようなことを言う必要はないと思うのです。まあこれはもう一回考えてください。また次の機会に聞きますよ、それは。何も言うたかて損する話と違ふんですから。言うて得る話でありますから。

結局こうして国庫負担それから公費負担を減らしていけば、先ほど社会党の小川先生も御質問になりましたけれども、これが目的じゃないかとさえ疑わざるを得ないことになってくるのです。そうしてこれが給付の引き下げ、保険料の引き上げにつながってくるわけです。

そこで保険料について聞きますが、これも午前中のあなたの答弁は、どうもこれ、何か包んでしもうたような答弁だったのでね。保険料は給与に対して最高限度どれくらいまでが許容されるかと考えたのか、これ、もう一回答えてください。最高限度どれくらいまでが許容されると考えたのか。

○中島(忠)政府委員 国民がそれぞれ得ます所得の中から公的に負担するものというものは、午前中もお話し申し上げましたように、租税もございまして、あるいは先生が今御指摘になりました長期の掛金もございまして。その他社会保険料と言われるものがございまして、そういうものを総合的に把握して、そのときの所得の水準との関係において、保険料といえます。長期の掛金だけを取り上げて何%がとにかく所得に対して限界だという議論は、私が無能だから答えられないのかもわかりませんが、恐らく大半の方はそのことについて何%が限界だということをはっきり申し上げる方はいないんじゃないか。そんなに、その他の負担、そのときの所得の水準というものを考えて何%が限界だということをはっきり言える方というのはいないというふうに私は思います。

○経塚委員 無能だから言えないのではというふうなことでありますが、またそんなことをはっきり言える人おらぬのじゃないか、そうおっしゃいます。これははっきり言う人おられますがな。あなたもごらんになっていないんですよ、これは。共済年金受給者団体全国協議会で大蔵省主計局共済課長野尻さん、これは五十八年におっしゃっている。今外郭団体に行っておられるそうです。おられたら私きよう来ていただこうと思つたんですが、外郭団体に行きつたというのでこれは無理だと思つたのですが、五十八年の七月五日、こういうふうには講釈されているんですよ、この集会に出まして。

現役組合員個人の負担の限界は千分の二百から二百五十の間としております。国庫負担分を外に置いて、労使だけで持ち合う保険料率の限界領域は千分の二百から二百五十、つまり個人負担から申しますと月収の一〇%から一二・五%の間が負担の限界領域としております。それ以上の負担は現役がその負担に耐えられないだろうと想定しているわけです。

さらに引き続きまして、「現役の人達は、手取り収入がどのくらいあれば生活できるかを考えてみますと、大ざっぱにみて、月収の七割程度で消費生活を送っている」「残る三割のうち約一五%から一六%を社会保険料と税金で天引き」「これが年金保険料だけで一三%も一五%も天引きされるとなると、現役の生活は維持できるといふようになります。短期も税金も増えないという保障はありません。年金保険料だけを考えると、月収の一〇%から一二・五%ぐらいが負担の限界領域と考えられるわけでありまして。これははっきり言うておりますがな。

しかも、これはこの人の主観じゃないのですよ。この人の出典の根拠は、共済年金制度基本問題研究会、大蔵省の諮問機関だったわけでしょう、これに基づいているんですよ。これまた後で——そんなことははっきり言うていられる人おらぬと申す、そこまて言わなければならぬのに言い切つてもうて、これ後で見てもうたらいいと思います。ちゃんと出典の資料がありますから。保険料率千分の二百から二百五十が負担の限界領域と書いてあるのです。私がつくつたのと違ひます。大蔵省の公的諮問機関の答申による、しかも大蔵省の共済課長が公の席で線を引いたわけですから。これはどうなるのですか。全然話が合いません。やないですか。それで、今回の改定率でいきますと九十五年に千分の百七十二・五でしょう。あなたはこのことを知っておつたのでしょうか。超えるのをわかつていながら、うかつに上限はこれくらいでございますと答弁したら、私がまた意地悪くどこから資料を持ってきたとやられると思つて、できるだけその上限には数字的には触れまい、そこまて言え過ぎかも知れませんが、それ、私も、これはまた機会を改めて、大蔵省の

う少し責任のある方にお尋ねをしようと思っておりますが、ちゃんと大蔵では既に上限の線を引いておるわけです。

それで、今回の改定は明らかにこの上限を超えるわけです。あなたはそんな線を引ける人はおらぬとおっしゃるが、ちゃんと線を引いた人がおったわけでありませう。これはどうなるんですか。

○中島(忠)政府委員 私が生上げたものは、それぞれの時代の所得の水準、そして公的に負担する租税との関係、年金の長期の掛金との関連における社会保険料、そういうものを総合的に勘案しなければ、長期の掛金の限界がどうだろうかというこの議論はなかなか難しいし、そういうことを軽々に言う人はいないだろう、そういう意味でございます。

○経塚委員 私がお尋ねをしたのは、保険料の限界、許容率、これは給与に対してどれくらいなのか、こう聞いたのです。もうもろの諸要素を含んだりにしていません、ずばりそのもの、個人負担の保険料は給与に対してどれくらいが限界なのか、こう聞いたのです。後で速記を見てもいいでしょう、あなたがそこまで抗弁をされるのなら、それに対してあなたはお答えになつたわけです。私は、社会保険料、税、そういう公租公課等を含めてその負担限界はどれくらいなのかと何も聞いておりません。私の聞いたことをあなたは聞き違えたわけですか。それであいうスカタンな答弁をされたんですか。そこはどうなんですか。これは大事な問題ですからね。

○中島(忠)政府委員 長期の掛金の限界というものを考える場合には、そのときの所得の水準とか租税の関係とか、その他社会保険料との関係を勘案しなければ、年金の長期の掛金だけを取り上げて議論するというのは難しい、それはなかなか言えない、こういうことでございます。

○経塚委員 この大蔵省の人はそれを言っておるじゃないですか。これは特異な人なんですか。もう一回言いましょか、もう言わぬでいいでしょう。現役の人たちは手取り収入がどれくらい

あれば生活ができるかといつてももろの諸要素を勘案した結果、月収の一〇%から一二・五%くらいが負担の限界領域と考えられる。これはあなた、かぶとを脱ぎなさい、シャツポを脱ぎなさい、抗弁せずに。ちゃんと資料まで出しておるのですから。シャツポを脱いだら千分の百七十二・五がぐあいが悪くなる。それは当たり前だ、そのとおりだ。ここで抗弁しないことにはあなたの城が崩れてしまふ、こう考えておるかも知れぬですが、しかし、至らなかつたところは至らないで率直に認めてもらわぬと審議が進みませんよ。一たん答弁したことにいつまでもこだわるというようなことでは困りますよ。私は架空の資料を出しているのじゃないです。はっきり役所の資料に基づいて、役所の見解に基づいて、あなたの答弁と随分違いがありますからここをただしているわけですよ。

それではもう一回お尋ねいたしましょう。給与の何%くらいが個人の保険料負担としては限界なのか、それはどのようにお考えになつていらっしゃるのか。他の要素を入れなくて結構、入れずに発言が出ておるわけですから。どうですか。

○中島(忠)政府委員 たびたび同じことを申し上げますけれども、所得の水準というのは先生がお話しになりますように、そこに書いてあるのかもわかりませんが、租税の負担の状況とか長期の掛金以外の社会保険料の状況とか、そういうものを勘案して考えなければならぬだろうということでございます。

○経塚委員 ちゃんとこれはほかの要素も入れているわけですが、税の負担がこういうふうなことになる。

もう何回も同じことを聞くのはあれですけども、一たん答弁したことに對しては絶対に後に引かぬ、死守するんだというような姿勢だつたら、これは本当に実のある審議にはならぬから私はくどく言っているのです。大蔵省のこの方の発言は、さつき読み上げましたように税の負担なども考慮に入れて一〇%ないし一二・五%くらいが限

界領域だ、こう言っているのですよ。この諮問機関の資料も、そういう前提に基づいて限界の領域を線引いているわけですよ。

委員長、これは重大な問題であります、掛金の限界をどこまで設けるかということにつきましては、百二国会の論議でも、後の調査室のまとめとしては、掛金の限界をどの線に引くかということについては論議が不十分、明確にされないまま来たというような経過の報告もあつたように私は聞いております。これは当然明確にすべきだと思います。時間が参りましたので、この点につきましては留保いたしました、次の機会に改めてまたお尋ねをすることになります。それまでにこの資料、よく読んでおいてください。この資料を見てもらつたらわかると思います。

これで終わります。

○高島委員長 次回は、明二十二日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時十六分散會

昭和六十年十一月二十八日印刷

昭和六十年十一月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K